

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成21年9月9日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質 問 者 氏 名 (議 席 番 号)	質 問 項 目
1	渡 邊 美 穂 (4)	1. 高齢者支援策について (1) 孤独死の状況について (2) 成年後見制度について (3) 地域包括支援センターの役割について
2	橋 本 健 (7)	1. 防犯活動の推進について (1) 自主防犯組織の現状は 市内には自主防犯組織がいくつあるのか。それぞれの活動内容についてどの程度把握されているのか伺う。 (2) 犯罪の抑止と効果について 街頭犯罪は後を絶たないが、行政区の防犯パトロールによって犯罪は確実に減少しているのか、その効果について伺う。 (3) 行政の支援策について 防犯パトロールや学童の見守り隊などよく見かけるようになったが、行政の支援策の現況と今後の計画を伺う。
3	原 田 久美子 (1)	1. 交通体系・公共交通対策について (1) 高齢者の公共の乗り物の運行について (2) 巡回バス廃止について (3) 市内の路線バスについて (4) コミュニティバスまほろば号や路線バスが運行されていない地域の今後の計画について
4	清 水 章 一 (13)	1. 第45回衆議院議員総選挙を受けて 今後の政権と地方行政についてどのような影響を受けるのか。 2. 高尾川について 冠水対策について
5	村 山 弘 行 (16)	1. 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づく職員の派遣状況について 6月に定められた本市職員の派遣等に関する条例制定以降の実態について伺う。

2 出席議員は次のとおりである（１９名）

1 番	原 田 久美子	議員	2 番	藤 井 雅 之	議員
3 番	長谷川 公 成	議員	4 番	渡 邊 美 穂	議員
5 番	後 藤 邦 晴	議員	6 番	力 丸 義 行	議員
7 番	橋 本 健	議員	8 番	中 林 宗 樹	議員
9 番	門 田 直 樹	議員	10 番	小 柳 道 枝	議員
11 番	安 部 啓 治	議員	12 番	大 田 勝 義	議員
13 番	清 水 章 一	議員	14 番	安 部 陽	議員
15 番	佐 伯 修	議員	16 番	村 山 弘 行	議員
17 番	田 川 武 茂	議員	19 番	武 藤 哲 志	議員
20 番	不 老 光 幸	議員			

3 欠席議員は次のとおりである（１名）

18 番	福 廣 和 美	議員
------	---------	----

4 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名（22 名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	松 田 幸 夫
健康福祉部長	松 永 栄 人	建設経済部長	新 納 照 文
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 藪 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
協働のまち 推 進 課 長	諫 山 博 美	市 民 課 長	木 村 和 美
福 祉 課 長	宮 原 仁	高齢者支援課長	古 野 洋 敏
子育て支援課長	原 田 治 親	都市整備課長	神 原 稔
建設産業課長	伊 藤 勝 義	上下水道課長	松 本 芳 生
教 務 課 長	木 村 裕 子	監査委員事務局長	井 上 義 昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5 名）

議会事務局長	松 島 健 二	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおります。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 皆さんおはようございます。

今日は9月9日、救急の日です。それにちなんでいるわけではありませんが、本日は高齢者支援策について3点お伺いしたいと思っております。

先月、女優の大原麗子さんが死後3日たって発見されるという大変痛ましい事件が起きました。私も好きな女優さんただけに、ショックな出来事でした。しかし、お一人で生活されている高齢者の方にとって人ごとではないというご意見をよく聞きます。お一人で生活されている方々は、ある程度の覚悟はされているかもしれませんが、不安であることに変わりはないと思います。これからますます高齢化が進み、お一人で生活する高齢者の数も増加していくことが予想され、行政としては、少しでもその不安を取り除くために何ができるのか、さらに真剣に考えなければならない時期に差しかかっていると考えます。

私たち議員でも、そのようなことが太宰府で起きているのかどうか、なかなかわかりません。そこでお伺いしますが、本年4月以降、市内在住の方が亡くなった後発見されたという事例があるのかどうか。あるとすれば、何件あって、どのような経過で発見され、亡くなってどれくらい経過していたのかをまずお伺いします。

次に、お一人で生活されている高齢者の財産管理や種々の契約などを行うために成年後見制度があります。しかし、制度をご存じなかったり、他人に自分の財産管理を任せることに不安を持たれる高齢者も多く、認知症などを発症する以前に制度を利用される方が多くならないというのが現状です。

今回、太宰府市内で身近に親族がおられないひとり暮らしの認知症の方の施設入居契約の際、市では施設のスタッフに親族捜しを依頼されたという報告を聞きました。那珂川町では、すべて地域包括支援センターが取りまとめ、行政と連携して身内を捜すという制度をとっているそうです。一番困難だった事例は、アメリカにおられる親族をやっと発見し、電話とメールで

ご承認いただいたということもあったそうです。私は、そこまでのサービスは行政でなければ難しいと考えます。今回のように、本市では親族捜しを民間業者に任せるというお考えだとすれば、緊急を要する場合も想定し、一定条件のもと、該当する方の戸籍などの個人情報を出すということを認可事業所や市民課の職員に対して周知する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、身内のない認知症などの高齢者が医療的措置が必要になる場合があります。成年後見制度では、医療措置について関与できません。しかし、病院は、同意書にサインがなければ、手術はおろか検査も行わない場合があります。こういった場合、市として何か対応策があるのでしょうか。

3 項目めに、今年 4 月から直営になった地域包括支援センターについて伺います。

地域包括支援センターのサービスのあり方が高齢者やそのご家族の生活に直結してきます。ここ 2 カ月くらいの間に、私のところへ地域包括支援センターについて市民からご意見が寄せられました。これまで市民の方々からいろいろなご意見をいただいた中でも、今回は突出して多かったため、利用者の方々、民生委員の方々、市内で居宅サービスなどを行っている事業所のケアマネージャーの方々などに直接ご意見を伺いました。そこで、まずその組織について伺います。

介護保険法では、地域包括支援センターにおいて、住民の各種相談業務は社会福祉士、ケアプランの作成などは保健師、困難事例については主任介護支援専門員が相談に応じ、3 者が連携し、センターにおいて、予防介護を含め、高齢者やそのご家族を包括的に支援することが義務づけられています。既に直営になってから 5 カ月が経過していますが、厚生労働省の指導に基づいた有資格者はすべてそろっているのか、やめた方もいらっしゃるようですが、4 月当初の人数と現在働いておられる人数、もし少なくなっている場合は、その補充についてどのような計画なのか伺います。

次に、センターの場所について、看護学校跡地という説明を受けてもわからない方も多いですし、外に看板がないため、非常にわかりづらく、何十分も探し回ったというご意見も伺いました。今後対策を考えておられるのかどうか伺います。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 高齢者支援策について、まず最初にご質問の孤独死の状況についてご回答申し上げます。

今年に入り、高齢者支援課で把握しているだけでも 3 人のひとり暮らしの高齢者が亡くなっておられます。孤独死につきましては、家族と同居していて、家族が留守のときに亡くなられてしまう場合や、子供たちが巣立っていった結果、ひとり暮らしとなった高齢者が亡くなられる場合もあります。さらに、身寄りがいないひとり暮らしの高齢者が亡くなられる場合もございます。

現在、太宰府市が取り組んでおります高齢者支援事業のうち、見守りを伴う給食サービス事業や緊急通報装置給付事業は、原則としてひとり暮らしの高齢者を対象とし、見守りや緊急時に備えることで、安心して健康な生活が送られることを目的とした事業を展開しているところでございます。

しかしながら、すべての高齢者が住みなれた自宅や地域でその人らしい自立した生活を送るためには、地域住民による支援が必要不可欠でありますので、地域住民の自主的な高齢者見守り活動の充実を図りながら、太宰府市地域包括支援センター、地域の核であります自治会、民生委員等とも連携し、高齢者を支える地域づくりに努めていく所存でございます。

次に、成年後見制度についてご回答申し上げます。

ご質問の成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方を保護するため、本人の行為を制限するとともに、本人のために法律行為を行う、また本人による法律行為を手助けする人を選任する制度のことでございます。

太宰府市では、平成19年度からこの成年後見制度を積極的に導入し、地域の高齢者や障害者等福祉の充実を図っております。市政だよりや市のホームページへの掲載、老人福祉施設や介護保険施設等へチラシを置かせてもらうなど、制度の普及に努めております。

平成20年度からは、成年後見制度普及事業として、成年後見制度に関する安心相談を社会福祉協議会と連携し、毎月1回第3木曜日に13時から弁護士を相談員として無料で開設をいたしております。平成20年度は、10回の相談開催で22件の相談があり、平成21年度も引き続き開催をいたしております。

また、身寄りがないなどの理由で成年後見制度の申し立てをする人がいない場合は、一定の条件のもとに、市長が家庭裁判所に申し立て手続を行うことができます。平成19年度1件の市長申し立てを行いました。

なお、傷病等で緊急に手術や検査を必要とする際には、医療機関は本人や親族の同意書へのサインを必要としますので、市は施設に対し、高齢者の入所受け入れに際してはそのような緊急時への備えのため、緊急連絡先の把握に努めるよう指導をしているところでございます。

本来、親族等がないひとり暮らしの認知高齢者等の成年後見人には手術や検査の許諾権限は与えられていませんが、傷病等で緊急やむを得ない状況においては、成年後見人が同意書にサインをしている現状がございます。

次に、地域包括支援センターの直営の状況についてご回答申し上げます。

今年4月直営化した当初、利用者の皆様には、新しいケアマネージャーとのコミュニケーションに対する不安も多少あったようですが、市が直接行う包括業務ならということから理解と安心をいただき、スムーズな移行が行われたと思っております。

中には、今までは何でもしてくれたのに、サービスが低下したと言う人もおられるようですが、要支援認定を受けられた方の介護保険本来の目的は自立支援でございますので、利用者とその家族の方ができないところを補い、よりよい自立のための支援策をともに考えていくこと

が包括支援センター、ケアマネジャーの役割と考えております。

現在、要支援認定を受けて介護予防プランの作成を行っている高齢者は、8月分で384件となっております。そのうち、居宅介護支援事業所に委託しているものが135件、市のケアマネジャーが直接プラン作成等で担当しているものが249件でございます。

ケアマネジャーにつきましては、地区割り担当制をとっております。困難事例、権利擁護相談、総合相談につきましては、担当者不在時であっても、主任ケアマネジャーを中心に即時の対応ができるチーム体制を整えております。

また、地域の社会資源の活用や関係機関との連携を図り、自宅でも施設でも途切れることなく一貫して支援が受けられ、地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活全体を支えておるところでございます。

次に、職員につきましては、4月から雇用いたしました13人の嘱託職員のうち、家事都合により自己退職者が8月末で3人います。9月1日付で主任有資格者の配置、ケアマネジャーの雇用を1人行っております。残り2人についても、今後計画的に雇用する予定でございます。

また、3職種の配置についても、厚生労働省の基準どおりとなっております。

看板の設置につきましては、近々に設置する予定といたしております。

なお、今後は、市包括支援センターのケアマネジャーだけではなく、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーとともに資質の向上を図り、質の高いサービスの提供に努力をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、最初の孤独死のほうからちょっとお伺いしますが、私が壇上でお伺いしたのは、件数並びにどのような経過で発見をされたのか、亡くなって何日ぐらいたって発見されたのかということを3項目お伺いしたんです。これはですね、やはりどういう経過で発見されたかということがわからないと、どういう予防策があるのかということ、これがやはり対策として講じられないというふうに考えておりますので、どういう経過で発見され、そして、例えば1週間たってとか、あるいは次の日に見つかったとか、そういったところも質問に答えていただきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 亡くなられた経緯等につきましては、詳細は担当課長に答弁させます。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 内容につきましては、3件ありますけど、1点は、ひとり暮らしで、民生委員の方から連絡が入ったというのが現状でございます。内容的には、3日程度たってからの連絡でございます。この件につきましても、最終的には自宅の中で亡くなられたとった

んですけど、やはりかぎを閉めて亡くなっておりますので、私たちも現場に駆けつけて、やはりそれもやっぱりかぎはあけられません。警察を呼んで、警察もかぎをあけられません。その中で、一番大事なやはり緊急、ここでも感じたんですけど、緊急連絡先というのはですね、民生委員さんにも話をしているんですけど、たまたまこの方が元気で、民生委員さんが聞いたときに、私は元気だから必要ないという形ですね、ここでの反省点でも、やはり緊急連絡先の必要性。最終的には、親族の方を呼ばれて、かぎを壊して入られて、死亡が確認されたという結果でございます。

もう一点は、これは社会福祉協議会からの連絡で、この方もひとり暮らしの方ですけど、若干アルコール依存症的な方で、この方はもう即日、当日に亡くなられたという形、恐らく肝炎だと思っております、そういう現状もございます。

もう一つはですね、この方も元気なひとり暮らしの高齢者ですけど、給食配達のときに異常を感じましたので、配達員が連絡をとって、自宅の中に入って行って確認をして、死亡が確認されてましたので、家族を呼んで、警察を呼んで対応したという状況でございます。これは、前の日配ってましたので、恐らく翌日1日という形で判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。3名ともやっぱりおひとり暮らしということですね。

この民生委員の方がですね、これは訪ねていかれたのは、偶然行かれたということでしょうか、それとも何か地域のほうから連絡があって行かれたのかということ。それから、社協の職員も訪ねていかれたということですが、これも何か依頼があって行かれたのか、それとも偶然行かれたのか。どういう経緯で訪ねていかれたのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 1点目の民生委員の場合はですね、これよくあるんですけど、2日程度、牛乳瓶とか新聞が置き去りになったときにですね、やはりどうしても1日では難しいみたいです、2日目ぐらいにやはり疑問を感じて、まず隣の方ですけど、隣の方が、2日程度牛乳瓶と新聞があるという形で民生委員に相談されて、民生委員さんが現場に行って、かぎがかかってあるので確認ができないと、そういう形の中で市に電話が入ってきた状況でございます。

もう一点のアルコール依存症の方はですね、もともとほのぼのサービスを社協が担当してました。ユニードで倒れたという形です。これは自宅じゃございません。ユニードで倒れて、そのまんま死亡されたという状況でございます。ダイエーですか、済いません、ダイエーですか。この方も、もともとはひとり暮らしです。ただし、全員親族関係はいらっしゃいます。そういう状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） やはり今年4月になってからですね、もう既に高齢者支援課が把握して

いるだけで3件、それ以上はないと思うんですけども、3件あるということは、やはりその5カ月の間にもう3件も孤独死が起こっている。今後、これはやはり増加するということはもうほぼ確実ではないかと思いますが、できるだけやはりこれはですね、起こらないような体制づくりというのが必要だと思うんですけども。

今回ですね、この給食サービスの方だと思うんですけど、発見されたときに、最初に連絡をしたときに、その担当がはっきりしていないということで、社協から地域包括支援センター、地域包括支援センターから社協、さらにまた社協から地域包括支援センターで、最終的に地域包括支援センターが対応したというようなことで報告を私は受けてます。今回、そういったことで、明らかにしておきたいんですが、孤独死等をどなたかが発見された場合は、窓口はまずどこになるのか、どこに連絡すべきなのかということを、これは市の職員の方も含めてでしょうが、明確にしておいていただきたいんですが、どちらになりますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 孤独死の発見がされたときの最初の窓口はどこかということでございますが、さまざまなケースがございまして、警察からいきなり福祉課のほうに連絡が来る場合もありますし、こういった民生委員さん、あるいは関係団体からの連絡ということになりましたら、高齢者であれば高齢者支援課のほうにまずは連絡をいただくということがいいかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 給食サービスとかだったらですね、高齢者が対象ですからわかりやすいんですけども、例えば牛乳とか新聞配達の方は、その方が高齢者かどうかなんていうのはなかなかおわかりにならないケースがありますよね。もちろん警察に電話されれば警察が対応するでしょうけども、市役所に電話してこられたときに、まずその窓口がやっぱり一本化されていないとですね、いや、高齢者かもしれないから高齢者支援課とか、いや、そうじゃないかもしれないから市民課とか、そういった形ではなく、どこに電話をしたらいいのか、それを教えてください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まずは市民全体、高齢者も含めてということになりましょうから、福祉課ということで行きたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。後で、地域包括支援センターのところで民生委員さんとの連携についてはちょっとお話をさせていただきますけれども、緊急通報システムというのもやはり一つの手段ではありますけど、これやはり利用料がかかりますし、皆さんなかなかつけていただけないという実態もあるかと思えます。いろいろちょっと調べてみますとですね、やはり行政側が、牛乳とか、あるいは乳酸菌飲料の企業と提携をして、そしてやはり取り込み状況に異常があった場合、もちろん新聞配達もですけど、取り込み状況に異常があった場合には

すぐに市のほうに通報してもらうような制度をつくっている自治体もあるんですけども、本市ではこういったご検討、実際に今までは多分対応はしてくれていたかもしれないけれども、制度としてはなかったように思います。これを今後制度としてきちんと確立していくお考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今のご提案でございますので、検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もう既に、さっきから言っていますように、4月から3件も起こってますから、これはもう待ったなしだと思いますので、早急に制度の確立に向けていただきたいと思えます。

次に、成年後見制度についてなんですが、ちょっとご回答の中でですね、私は聞きたかったのは、まず第1番目にですね、緊急ではないけれども、結局身内を捜さなければいけないような状況になったときに、市がその高齢者の方の身内を捜すのか、民間業者にその連絡先を捜させるのか、どういうふうな体制でされますかということです。さっき那珂川町の例を申し上げたように、その緊急連絡先を確認しなさいって民間業者に言うことは簡単ですが、民間業者はそのために親族捜さなきゃいけないわけですよ。そうすると、戸籍等が必要になってくる場合も出てくるわけです。ご本人が認知症の場合は、ご本人が戸籍謄本等の請求ができませんから、それを民間業者にさせるのか、あるいは地域包括支援センターが那珂川と同じように取りまとめて、もう直営ですから、地域包括支援センター自体がその身内を捜すように、そういった制度をするのか、どちらにするんですかということをお伺いしたんですが。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 状況によって異なると思いますが、一応今市としては、福祉施設の一つの話だと思いますけど、福祉施設に入る場合は、あくまでも本人なり、よく今は福祉施設保証人とか言っていますが、そういう形の中で、私のところも、緊急通報システム、それから給食入れる場合は緊急連絡先というのを何人か聞きます。あくまでも施設においても、なぜかという、施設に入所して、万が一その中で、一生の間ですから、やはり入院して手術せないかん場合も出てきます。だから、それは施設の管理者の責任で、あくまでも施設と個人の契約ですから、その段階でそういう、もうほとんどの今施設多いです、そういう施設は。もうそこまで責任持って管理、入所させる以上は責任持ってしていきますよ。だから、基本がそういう部分での話で、だから状況に応じて、どうしてもやはり市の関係と協議をしながら捜さないといけないという場合があるかもしれません。だから、基本的な部分を言っているんで、ただ余りにもその施設管理者が全くなしで入所させて、実際あります、そういうのも。亡くなった後に、市にどうしたらいいんですかと。入所している以上は、やっぱり緊急のときの入院、あと最後のときの葬式という部分も正式に、だから言われる後見人というのがありますの

で、そういう部分については、施設にも今普及を深めていっている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） それはよくわかります。今おっしゃったことはすごくよくわかるんですけど、今回太宰府で起こった事例はですね、もう既にご本人が認知症を発症されてて、近所に身内が発見されないと。それは、近所の方も、もうおひとり暮らしが長いから身内がわからないと。そういったケースで、ご本人がもう既に認知症発症されてますから、ご本人と事業所は契約ができないわけですね。ご本人認知症ですから。ということは、事業所は身内を捜して契約をしなきゃいけないわけです。だけど、その身内を捜すのを市がやっていただけるのか、あるいは認知症を発症した方を施設に入れる場合でも、やはり事業所がその身内を何らかの形で捜さなければいけないのか。もし事業所が捜さなきゃいけないんだったら、じゃあ戸籍謄本なんかを一定条件のもとにその事業所にはきちんと出しますよという制度をつくっておいていただかないと、事業所が戸籍を請求しても市民課は出しませんよね、通常。だから、そこんところがそこがないようにきちんと制度をつくっていただけないでしょうかということです。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 今私が把握している部分は、入所をしているという状況の中での相談がございましたので、そういう形の話をしていますけど、今議員さんがおっしゃる入所するためという話は、私の知識不足かもしれませんが、そういう話が私のところまで上がってきてませんので、だからその件については、やはり次の問題もあります、成年後見制度も含んだ中ですね、本人または事業所と話すような形になってくると、市としてはですね。だから、今ちょっと違うのは、私が受けたのは入所者の部分で、入所者の部分についてはありました。だけど、入所者については、やはり事業所としては、定期的に何らかの形で緊急連絡先は把握してもらうようにシステムをととかなないと、やはり緊急連絡先もですね、いついなくなるかわかりませんので、それは事業者の責任で管理をしてくださいという形の指導の話をしている状況で、今渡邊議員が言われる部分についてはですね、ちょっと私もその辺までの情報が入ってきてませんので、その状況によってですね、市の対応の仕方というのは状況によって異なってくると思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） やはり認知症を発症されてて、それが発見されたときには、かなりもう、居宅で、おひとり暮らしで進んでるというケースは今後多分起こってくると思います。ですから、緊急的に、緊急措置としてやっぱり施設に入れなきゃいけないけれども、入居契約ができない、そういったケースがあると思いますので、今後出てくるといいますから、これは制度としてきちんと、那珂川町のようにですね、もう市と今直営になっている地域包括支援センターがきちんと担当して身内を捜すということをやっていただきたいと思いますし、あと成年

後見制度をですね、業者のほうにお任せするとおっしゃってますが、先ほど部長おっしゃったように、この成年後見制度は申請できるのが4親等まで。で、4親等以外の方はできないし、もしくは首長、うちの場合は市長が申請できるようになってますが、その申請者が費用を払わなきゃいけないわけですね。成年後見制度の、いろいろ費用はランクがあると思いますけれども、4親等ぐらいになると、もう会ったこともない親族という方もいらっしゃるんです。そうすると、会ったこともない人のために申請をするかどうか、それを拒んでらっしゃる現状もあるということを私は聞いてます。そういったときは、やはり行政側も一緒に事業者の中に入って、親族の方を説得するなり、あるいはそれがどうしても難しければ、やっぱりそれは市長の判断で、市長が申請をしていただくような判断をしなければならないと思いますが、今後そういう連携はとっていかれますか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 成年後見人制度というのは、認知症になった場合ですので、今はやはり任意後見人というのがございますので、やはりこれからの時代はですね、意識がある中で、任意後見人制度をですね、これはもう民生委員会でも話はしているんですけど、事業所にもいろいろ話しています。だから、そういう形も含んだ中で対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その成年後見制度の医療措置に関する承諾ですけど、先ほどの部長の回答はですね、緊急の場合の回答であって、これは東京都のほうに確認をしてみましたけど、東京都も、やはり緊急の場合はそういった承諾書のサイン等なしにですね、手術、検査は行うというふうにおっしゃってましたし、それはここも同じような状況だと思うんですが、私が聞いたのはですね、その緊急ではなく、例えば施設に入所された認知症の方が、だんだん何か症状が悪化している、何か体調がおかしくなっている、ここでちょっと検査をさせたいけども、さっき言ったように身内がなかなか見つかっていない状況、あるいは身内が全くいらっしゃらない状況とかにですね、医療的措置が、あるいは検査が受けられない、今の状況では病院は受け付けないんですね、やはり。ですから、これはですね、いろんな地域包括支援センターのほうにも聞いてみましたが、皆さん対策がないっておっしゃってます。実際に目の前でどんどん弱っていかれる高齢者を見ても手の施しようがないんだと、何の対策もできないというのが現状なので、逆に教えてくださいって言われたんですね。ですから、もし自治体等の中で話をするとき、もしくは医師会と話ができることがあれば、これは成年後見制度のやはりちょっと足りないところだと思いますし、制度の穴場だと思うんですね。ですから。これは医師会との連携も必要になるので、ぜひ一度俎上には乗せていただきたいというふうに思います。

それから次に、地域包括支援センターの件ですけれども、現在、13名もともといらっしゃるスタッフが10人になった。1人は9月から追加して、2名は今後採用していく計画であるということですね。

先ほど部長もおっしゃいまして、皆様に今回、利用者とか民生委員、事業所の皆さんの声をお渡ししてますけれども、それが先ほど部長がおっしゃいました、利用者の声の例えば1番ですね、これは家庭訪問をしないで直接地域包括支援センターに来てくださいと。これは高齢者の外出支援。2番の介護サービスを利用しないで家族で介護をなさいと、これは介護の主体を明確にされている。3番は、この更新申請代行をしてくれないと。要するに、困難なことも自分でやるのがやはりご本人のためじゃないかというようなお考えで、私はこういったことを利用者の方におっしゃったのではないかと考えています。

しかしですね、命にかかわる福祉事業というのは、利用者と、それからその関係者の間にある信頼関係というのが一番根底になければなりません。今回、皆さんに書いたその民生委員さんからのご意見というのは、これは単独のご意見ではなくて、ほとんど複数の、重複意見になってます。私は、こういったご意見を伺う中で、今申し上げたその信頼関係がまだ構築されていない段階で、今まで民間委託していたときのサービスと全くとは言いませんが、違う考え方でそれを実行されたということがこういった関係者の皆様方のご不満につながっているような気がしてなりません。

現在、直営になって5カ月が過ぎたんですけども、先ほど体制についてはいろいろ言われましたが、このやっぱり業務の遅滞ですね、このケアプランが査定して3日以内に返ってこないやいけないのに返ってこないから介護サービスが始められないとか、あるいはその連携不足、民生委員さんとの情報交換会が全く行われなし、地域の事業者との意見交換会とか担当者会議にも全くスタッフが出てなくなったという連携不足ですね、これがやはり指摘されています。これはスタッフの方の責任ではなくて、私は、まず市がですね、今回直営に戻された中で、市の責任として体制づくりを行って、そのことを運営協議会に諮る必要があると思います。今回、スタッフのことについても、だれがどういう担当でやるのかというのは運営協議会の議を経なさいという厚生労働省の指導がありますけれども、この運営協議会は今までに何回開催されましたか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 運営協議会につきましては、委員長とも協議しまして、今まで四、五カ月で明確になっていない状況がございましたので、平成21年度については9月末という形で委員長と協議をしながら開催する予定にしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 運営協議会、やはり体制が結局整わないで民間から直営に戻すということも私は問題があったと思いますけども、やはり直営に戻して、それが運営される以前に本来ならば運営協議会を開いて、直営に戻したときはこういう体制で、こういうふうなことでやっていきますというのを、運営協議会の議決を本来は経るべきだったのではないかなというふうには私は思いますので、今おっしゃったように、早急にですね、9月に開かれるということですから、開いていただきたいと思います。

それで、利用者のご意見で、先ほど1番、2番、3番について、行政側の意見に立って話をしましたけども、2番のですね、介護サービスを受けずに家族介護を勧めるというのはですね、これは私は、社会全体で高齢者やそのご家族を支えようという介護保険法のもともとの趣旨から外れますし、地域包括支援センターの役割の一つである虐待防止の観点からもですね、看過することができません。

お渡しした資料の裏側になってますけれども、これは高齢者虐待の発覚件数と新聞の投書을載せていますが、ごらんになっておわかりになるように、虐待のほとんどは家庭内で起こっておりまして、その原因の3分の2は居宅介護のストレスによると言われております。さらに、今ここに出てきている数字は発覚された数字だけで、実態はこれの10倍以上あるのではないかなというふうに言われています。

市長ご自身もお母様の介護をされているということで、家族だからこそですね、根本的な治療が難しくていつまで続くかわからない高齢者介護というのは、ご家族や介護をされている方に対して時に本当に厳しい状況を生み出すということが、この新聞記事の投書からもですね、かいま見えてくるものがあると思います。したがって、これが家族介護の難しさですから、もし家族介護を勧める場合はですね、家族の精神状態とか、家庭環境とか、いろんなものを把握した上で、その上で勧めて、なおかつ勧めた後もですね、民生委員さんとかそういった地域の見守りの中でやっていかないと、いつどこでそれが虐待に発展するかということがわかりませんから、かなり慎重に進めなければならないというふうに私は思います。

この資料からもおわかりになるように、高齢者虐待の実態、つまりはこれは高齢者の生活実態を一番よくわかってらっしゃるのは居宅サービスをやっている事業所の方なんですね。事業所の方が一番そういった高齢者の実態がわかっておられる。そして次に、民生委員の方もやっぱりわかっておられる。したがって、地域包括支援センターがですね、高齢者の生活自体を包括的に支えていくのであれば、こういった事業所とか、あるいは民生委員さんとの連携というのは強化していかなければなりません。

しかしながら、今回の皆様方のご意見を聞いてみますと、非常にこの連携が希薄になってきている。民間委託しているときよりも希薄になっている。今後、やはりこういった事業所の担当者会議、これ夕方だから、時間外だからということで参加されないということもおっしゃったようですけども、こういったことには積極的に出ていかなければならないし、民生委員さんとの情報交換も行わなければならないと思うんですけどね、今これ見ていると、例えば家庭訪問を忘れるとかですね、ケアプランが査定して戻ってくるのが遅れているというのは、非常に忙しい現状だからだと思うんですよ。だから、このスタッフの人数で本当に大丈夫だとお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 1点目ですね、ここで家族で介護しなさいという部分は、市としてはですね、家族というより、夫婦で支援、支え合う、各家族で支え合うという理念ですの

で、家族で介護しなさいということじゃなくて、今議員さんが言われたみたいに、やはり家庭いろいろあります。支援しよう、支えようと思ってもできない家庭というのはございます。だから、そういう部分を総合的にやはり考えた中で、ケアマネージャーとしての資質を上げていこうという形で、やはり今状況が状況ですから、今はもう毎日朝のミーティング会議を開いてます、こういう部分も含んで、後見人も含んでですね。だから、ここで言うのは、家族でしなさいということじゃなくて、やはりそれぞれの家族でできる部分がございます。例えば一つの家族は、ひとり暮らしでも、息子さんとか娘さんが毎朝電話すると、そしたらやはりひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんが夜に電話するという形の中で、やはり家族の中で見守りができる範囲もございます。だから、それはもう状況によっていろいろ異なりますので、その状況に合わせての指導をしていくようにはしているつもりでございます。

あと、連携に関してはですね、極力そういう形で、まず家族との連携、信頼関係を築く、そして民生委員さんの関係もありますけど、包括支援センターとしては、今まで定例会の中でも民生委員さんを紹介しております、4月の定例会。その後4カ月間の中に、人数多いですから、校区别、中学校別の民生委員会を開いて、やはり今言われた問題事例のこと、支援の問題、地域の見守りの問題も含んで、お互いの勉強会をしている状況でございます。そういう形で、包括支援センターとしては、できる範囲ではですね、やはり関係機関、利用者との連携も図ってますし、担当者会議については、土日も行ってます、夜も行ってます。今月も何回か時間外出とります。そういう形の中で、たしか、どういう状況の中から来てくれないというのが私も把握できませんけども、現実的には月に何回か、土日、夜、行っている状況がございす。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） やはり、事業者もそうですし、民生委員の方もそうですし、やはりなかなかその信頼関係がまだ構築できてないというのが恐らくこういった意見の一番の原因ではないかというふうに私は思います。やはりその市の考え方は考え方としてもですね、まずはやはりその関係者の皆さんと信頼を築き上げるということが一番大切だと思いますし、この困難事例についてはこれが一番多かったんですけども、地域包括支援センターはもう余り担当しないと、かわらないというふうに言われたという、これは全く別の方から3件も出ているわけですから、やはりこれは何らかの形でそういうふうに印象づけられたという、これは多分事実だと思います。

したがって、もう今回ここで意見寄せていただいた利用者、家族、民生委員はもちろん市民の方ですし、介護サービスの事業所で働いておられる方もほとんどがもう市民の方ですね。ですから、こういった市民の声がですね、横にどんどん今広がっている状況のような気がします。私が聞いて回っているとですね、どんどんどん近くの方からその意見が出てくるんですね。ですから、これ以上地域包括支援センターに対する市民のご不満が横に広がって

いかにようにですね、私はもうそれを心から願ってますので、今回この意見に関して、もちろん反発されたいところ、いろいろ言いたいことはおありになると思いますが、まずはこの意見、真摯に受けとめていただいて、直営だからできる、利益を度外視したサービスをこれから充実していったくようにお願いしまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の防犯活動の推進について、1項目3点の質問をさせていただきます。

昨今、我が国における犯罪は低年齢化の加速と凶悪な犯罪が多発し、毎日のように日本のどこかで殺人事件が起こらない日はない、大変嘆かわしい時代になってしまいました。強盗に入り人の命を奪うという自己中心的で荒っぽい犯罪は、特に高齢者や女性にとっては恐怖そのものです。

このような物騒な世の中の状況に対して、国民、市民は常に不安を抱き、このままでは本当に安全で安心して生活できる状態ではないと言っても過言ではありません。この治安悪化を何としてでも食い止め、それぞれの自治体が犯罪の防止策に努め、大いに努力を払うべきではないかと痛感する次第です。

ところで、県内の犯罪状況は、ここ数年横ばいですが、平成20年度の刑法犯で検挙された数を見ましても、少年が7,085人、成人1万2,378人で、計1万9,463人が検挙されております。特に最近の傾向として、覚せい剤の事件報道が多く取り扱われるようになりました。違法薬物には、覚せい剤のほかに、大麻や、例の事件のMDMA、つまり合成麻薬、コカイン、ヘロイン、アヘン、LSD、マジックマッシュルーム、シンナー等有機溶剤がありますが、脳や骨髄や心臓など、体に及ぼす悪影響は言うまでもありません。残念なことに、10代の少年たちまでが安易に手を染め、薬物に対する意識が希薄になってきているようであります。薬物乱用による有害性の恐怖を学校現場にも徹底的な広報活動をして強化していく必要があるでしょう。

さて、子供と地域の安全を犯罪から守るために、各自治体において創意工夫に満ちたさまざまな取り組みが実施されているようですが、本市も平成18年12月、安全・安心まちづくり推進条例が制定されております。また、平成19年11月には、筑紫地区4市1町の自治体と警察、消防、各団体で構成された筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会が発足しており、会長に井上市長が就任されておりますことはご承知のことと思います。

そこで、本市におきまして、もっと行政が安全で心安らかに生活できるまちづくりを実現するため、防犯に配慮した取り組みの充実を図っていただきたいというのが今回の質問の趣旨であります。

例えば、各防犯パトロール活動内容の情報の共有や防犯セミナーの実施、また安全マップの

吸い上げによる地域の特性を把握した防犯における環境設計など、行政としてやるべきことが多々あるのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

1 点目、太宰府市内には自主防犯組織が幾つあるのか、それぞれの活動内容についてどの程度把握されているのかお伺いいたします。

2 点目、街頭犯罪は後を絶ちません。本市の活動と各行政区の防犯パトロールによって犯罪は確実に減少しているのか、その効果についてお伺いいたします。

3 点目は、防犯パトロールや学童の見守り隊など、あちこちでよく見かけるようになりましたが、このような活動組織に対し、行政の支援策の現況と今後の計画をお聞かせいただきたいと思います。

以上、1 項目 3 点につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま防犯活動の推進について、地域防犯についてのご質問がございました。お答えを申し上げたいと思います。

私は、市民の皆様方だれしもが安全で安心して住みなれた地域の中で生涯を全うすると、そういったまちづくりを進めておるところでございます。その一環が、この防犯の取り組みの一つでございます。

地域コミュニティづくりの一環として、多くの自治会の中でこの防犯パトロール等については取り組みをしていただいております。特に、第 2・第 4 の金曜日でございますけれども、一斉街頭活動の日と位置づけまして、その推進をしておる関係上で、今筑紫地区はもちろんでございますけれども、太宰府市におきましても、このあらゆる 44 行政区の中でこうした取り組みが活発に行われておるといふうなことに對しまして、心から御礼を申し上げたいというふうに思っております。

また、この市民の皆様方も、いろんなサークル活動の団体の方がいらっしゃいます。補導連絡協議会の皆様方、中学校の P T A の皆さんと一緒に、午後 10 時から午前 0 時まで、それぞれの公園、地域等々を巡視をしていただいております。

そういった市民の皆様方の総合的な取り組みの結果、犯罪の抑止、防犯、防災等含めてでございますけれども、安全で安心して暮らせるようなまちづくりになっておると、なりつつあると、またさらに充実強化をしていく必要があるというふうに思っております。私は、大きな成果を上げつつあるというふうに思っております。

今後とも、この安全・安心に向けまして、強力に地域づくり、地域力を高めていきたいと、このように考えておるところでございます。

詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） それでは、詳細につきまして私のほうから答弁させていただきます。

1点目の自主防犯組織の現状ですけれども、現在約27の区自治会で継続的に防犯活動に取り組みられています。

活動内容につきましては、パトロール、子供の見守り活動、交通安全活動、防火パトロール、環境美化活動と多岐にわたっております。

また、区自治会以外に、平成21年9月1日現在、ついで隊の登録者が1,013人、また青少年育成市民の会の市民パトロール員の登録者が約600人おられると聞いております。それぞれ買い物のついで、散歩のついで、通勤のついでなどに、腕章を着用されまして防犯ボランティアとして活動していただいているところでございます。

次に、2点目の犯罪の抑止と効果ですが、本市の刑法犯の認知件数は、平成18年が1,536件、平成19年が1,170件、平成20年が1,188件となっております。また、平成21年1月から7月までの件数は現在394件と、昨年同時期に比較してみましたところ、38件の減となっております。

これも、先ほど申しましたように、地域での防犯活動、あるいは市長も申し上げました、筑紫地区安全・安心まちづくり協議会でも推進しております毎月第2・第4金曜日に地域住民、警察、行政などが一体となって取り組んでおります一斉街頭活動の日の成果であると認識をさせていただきます。

次に、3点目の行政の支援策につきましては、この間議会でも報告をさせていただきましたけれども、これまで地域コミュニティづくりの一環として、小学校区地域コミュニティ連絡協議会が設立されておりました3小学校区の活動費として地域コミュニティ推進事業支援補助金を交付いたしております。この補助金によりまして、防犯活動として、各種防犯グッズの購入がなされております。

また、筑紫野警察署より講師をお招きしまして、区自治会長と各区から推薦していただいております防犯委員との合同によりまして防犯講演会を開催し、防犯意識の高揚を図っております。

また、防犯専門官を配置いたしております。防犯専門官によりまして、年間延べ220日にわたりまして市内をパトロールをしていただいております。防犯パトロール以外にも、空き家の点検とか、いろいろな違法投棄物とかそういうものの点検もしていただきながら、地域での学習会等にも講師として出席をさせていただいております。そのような人的支援を行っております。

県におきましても、安全・安心まちづくり団体事業補助金がございます、本年度までに延べ12団体が交付を受けておられます。

防犯ボランティアの育成につきましては、県主催あるいは筑紫地区安全・安心推進協議会主

催によります防犯リーダー養成講座が開催されております。

今後の支援策につきましては、新たに設立されます校区自治協議会並びに各区自治会と連携を深めながら、地域防犯活動の支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 先ほど、活動内容、現状、それから効果、それから支援策、こういったことでご報告いただきました。

市は市ですね、単独でいろんな防犯活動をされてますし、筑紫野署を連携を図りながらですね、されているというのは十分わかりましたけれども、私、この27団体とのですね、市とのですね、まだ距離があるなというふうに感じております。この距離をやっぱりもう少し縮めていただければと。ということは、この27団体の活動をもうちょっと束ねるといいですかね。おいおい、後でその点は質問させていただきます。

団体数が27ということでしたけれども、その防犯ボランティアの活動の時間帯についてはどういうふうな時間帯が多いでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今橋本議員のほうから言われました、行政区、27団体があるということではなくて、44行政区のうち27行政区で継続的にそういう防犯を主体にしたパトロールが実施されているということで先ほど報告をさせていただいております。

それでは、第2・第4金曜日にいろんな活動をしてありますけれども、現状を少しお話ししたいと思います。

6月26日、第4金曜日だろうと思いますけれども、午前、午後、夜とありまして、午前には7時から7時40分、学童見守り会、桜町区5名、7時から21時まで、湯の谷西区ではついで隊で見回り活動、7時10分から7時40分、五条西区パトロール隊と、このように20団体ぐらいが活動されますし、午後はPTAとか交通安全指導員、あるいは先ほど言いました行政区の団体等を中心に学童の見守りあるいはパトロールが実施されております。

そして、先ほど行政との距離があるようなことをちょっとご指摘がありましたけれども、市役所に、もうご存じだろうと思いますけども、白黒に塗ったパトカー風の公用車を3台用意しております。青パトという形で、この青パトで、第2・第4金曜日については、先ほど言いました防犯専門官と職員が各行政区でやられているパトロールには常に参加をしておりますし、そこには筑紫野警察署長を初めとした幹部以下職員が筑紫区全行政区のパトロー

ル隊に入っていますので、私たち職員も一緒になってパトロールしております。現実なところでは、私も、筑紫野警察署の副署長さんと、今年度になりましてもう3回か4回実際にパトロールをしたという状況があります。

それと、先ほど申しましたように、いろんな支援等もっております、先ほど報告しました校区自治協議会の中で防犯部会を設立するというような報告を、防災も含んでですけども、今4つの小学校区でもう設立総会をやるよというようなことになってきておりますので、そういう防犯員さんを中心に、いろいろなネットワークづくりが図れていくものと思いますし、現実南小学校区では、それから西校区ではそれぞれのネットワークができておまして、そこに私たち職員も入って、定期的にパトロールも行ってますし、先ほど報告しました学習会も行っておりますし、警察署との人間関係といいますかね、そういうネットワークづくりも、地域の住民の方と警察官が顔見知りになるというような取り組みをしておりますので、ネットワークができていないのじゃないか、一定距離があるんじゃないかというのは、現状では、私が担当としてはうまくいっているんじゃないかなという感覚がありますが、第三者から見られたときに、もっとやった方がいいというようなご意見はあるかもわかりませんが、今後とも努力を続けていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その第2・第4金曜日の一斉街頭パトロールですけども、これも私のところでやりましたときには副市長と部長、参加していただきまして、その節はお世話になりました。

あるいは、民間ボランティア、あるいはですね、自治会主催で行われておりますけれども、その一斉街頭パトロール、年間どれぐらい実施されているかわかります、年間。各行政区全部含めて、27の。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 年間どのくらいかという、ちょっと今手持ちの資料にありませんけども、それぞれの地域ですね、実情に合って、全部の27行政区が毎週第2・第4金曜日に行われているかという、それはちょっと不可能なところがありますので、それぞれの、長寿クラブとか、その中の子ども会とか、そういうところがやられておりますので、私のほうとしては、すべての集計については現在持ち得ていないのが現状です。

ただ、先ほど言いましたように、毎日毎日の活動については、先ほど言いました6月26日については、太宰府市では37団体、延べ555名の方が参加されるというような、そういう資料については持っておりますけども、年間統計をした資料はちょっと手持ちがないと思います。済みません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） だから、その辺のところをですね、やっぱりしっかり把握しておいてほしいなというふうに思っております。というのは、その街頭パトロールの窓口といいますか、

これは筑紫野署のその安全・安心まちづくり推進協議会にしたらいいのかですね、市の防災安全係にお願いしたほうがいいのか、ちょっと戸惑いがありますけれども、どちらに申し込みをしたらよろしいのでしょうか。警察署に来ていただくということのお願いですね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 筑紫野警察署とのつなぎについては、私どもで行いますので、私どものほうの防災安全係のほうに担当者おりますので、ご相談いただいたらよろしいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） これ、一本化というのはできないんですかね。必ず市のほうの防災安全係に連絡してくださいと、そしたら市から手配をすると、警察署にですね、協力の要請といいますか、こういうふうにはできないんでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） そのようにしていただきたいということで、今報告をさせていただいたところです。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） よろしくをお願いします。

それから、太宰府市広報にですね、毎回テーマを変え、防犯だよりというものが掲載されております。市民の防犯の意識の高揚を図るために地道な努力をされて、大変よいことではないかなと私は思っております。冒頭、活動状況の答弁いただきましたけれども、自分たちの町は自分たちで守るんだといった意識啓発にもなりますし、また市広報による防犯活動記事は、パトロール実施団体にも大変参考になります。

ここでお願いでございますけれども、つい最近まで掲載されておりました福祉ボランティアの団体の紹介記事のようにですね、防犯パトロール団体が少しでも増えるように、さらに増えるようにですね、組織と活動内容の紹介を広報に掲載していただきたいというのがお願いでございますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 筑紫地区の防犯協会あるいは筑紫地区安全・安心まちづくり連絡協議会のほうで、そういう地域活動をされているところ、継続的にされているところについては、表彰みたいなことでやっております。そういう表彰されたことについては、たしか市の広報ではありませんけれども、月2回、筑紫地区の安全・安心まちづくりの通信ですね、色刷りの回覧が回っておりまして、その中では記載しております。今ご指摘のように、太宰府市の地域活動をされているところについては、活動の充実をしていただくためにも、そういう広報活動については取り組んでいきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしくお願いします。

27行政区でその防犯ボランティア団体があるということでしたけれども、パトロール隊ですね。これは、44行政区すべてにパトロール隊があるというのが非常に理想でありますけれども、やはり行政区によりましてはですね、会社勤めで現役世代が多いため、組織づくりが困難とか、高齢者が多く、活動できる人がほとんどいない、こういった諸事情もあるかと思います。それはそれでいたし方がないことですが、お互いの組織の刺激にもなりますし、新規に防犯パトロール隊をつくる行政区も出てくるかもしれません。この点を、行政がですね、中心になって、やはりリーダーシップを発揮していただき、防犯活動を図っていただきたい、これが1件目のお願いでございます。

2点目の犯罪の抑止と効果についてですけれども、ご報告をいただきました。年々犯罪が少なくなっているということの報告でございましたけれども、また先ほど申しましたように、行政区にもですね、さらにパトロール隊が増えれば増えるほど町の安全というのは守られて、犯罪は減ってくるというふうに考えております。

それから、防犯専門官の方、この活動については、もう重々承知しておりまして、市内の巡回パトロールとかですね、それから路地裏、駐車場の点検、ごみの不法投棄、空き家の様子や、また落書き、また災害時の危険場所の点検、さらに講演依頼とかですね、それから住民や自治会長からの相談、防犯担当者会議など、非常に守備範囲が広くですね、活動されております。大変重責を全うされて感謝しております。

質問ですけれども、防犯は、特に市との連携が不可欠であります。現在、行政区の防犯団体と、先ほど申しましたように、ちょっとやっぱりコミュニケーションが不足しているなど。手薄な感じがしておりますし、もっともっと市が積極的に防犯セミナーをやるとかですね、講演会を実施するとか、こういったPRをしてほしいと思いますけれども、いかがでしょう。今後の取り組みですが。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 現状は、県が主催します防犯リーダーの養成講座の開催あたりを中心に今行っております。それから、先ほども報告させていただきましたように、防犯員さんを中心に、筑紫野警察署の講師を招きながら、そういう養成もいたしております。

今後につきましては、地域活動の中で、そのような情報交換あるいは学習会が開催されていくことで計画をしていただくようになっておりますので、私たち職員も、行政も一丸となつてですね、地域と一緒に連携をしながら、先ほどから申してますように、筑紫地区安全・安心まちづくり協議会ができましたのは、やはり地域の防犯は、従来の警察だけでは対応できない、それから行政だけでも対応できない、地域だけでも対応できないというようなことで、やはり連携が必要だということで、先ほどから報告してますように、筑紫野警察署の署長さんが筑紫地区5地区をですね、順番に回りながら、署長以下幹部職員、どっかの活動には課長以上の方が必ず出席されるというような、そういう取り組みもされておりますので、そういう連携を深めながらですね、やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） ここでちょっと資料をごらんいただきたいと思いますと思うんですが、筑紫地区街頭犯罪状況、これデータいただきまして、私なりにまとめさせていただきました。これは、平成21年1月から7月でございまして、比較は、やはり平成20年の1月から7月までの暫定値で比較をしております。

4市1町を見ますとですね、太宰府はマイナス38件、それから筑紫野がマイナス71件、大野城がマイナス69件、それから春日が24件、増えておりますね、春日は。それから、那珂川町が30件の減と。合計で184件が減ってきていると、筑紫野署管内のですね、街頭犯罪が184件減っているということですね。

増えてますのが、オートバイ盗、それから自転車盗、それから部品ねらい、ひったくり、こういったところが増えておりますが、その中でも一番増えているのが自転車盗なんです。大きな数字で書いておりますけれども、太宰府が39件、プラスになっているんですね。これ、筑紫野署にもお尋ねしたら、今年に入ってすごく増え出したということなんです。この点を、何とか対策を練って強化していきたいというお話でございました。合計で179件が自転車盗なんです。この中で、やはり7割が中高生なんですよね。この辺に問題がちょっとあると思うんです。これをちょっと私は今回申し上げたかったということです。

それから、下。下は、済みません、「宰府」になっておりますが、太宰府の「太」をちょっと添えていただければと思います。太宰府市小学校区別街頭犯罪状況と。小学校区別にですね、数字を出してみましたけれども、水城小校区が34.3と、一番発生割合が多いと。これは、もろもろの人口規模とか、それから町の状況、こういったものもありますのでね、一概に比較はできませんけれども、参考までに書かせていただきました。

この資料の中のですね、自転車盗の数字は、やはり罪悪感のない子供たちが増えているという状況なんですよね。彼らは次に何をするかという、万引きやひったくりに走るんです。そして、強盗や、あげくの果てに、最悪凶悪な殺人といいますか、こういう結果を招く可能性があるということです。したがって、こういった犯罪をエスカレートさせないためにですね、やはりこの自転車盗という初期的な犯罪で芽を摘むと、ここにやはり力をですね、警察はもう一生懸命になっているんです。行政も、この点をやはり自覚といいますか、深刻な問題としてとらえて、私はもっともっと力を入れていってほしいなというふうに思っております。これは、やはり学校教育の、それから教育委員会、こういったところの協力も必要だと思うんですね。やはり学校に呼びかける、チラシを配る、こういったものをやってほしいなと思っております。

教育長にご質問しますけれども、昨年12月議会でですね、放置自転車とバイクについて取り上げました。自転車盗、先ほど申しましたように7割が中高生なんです。市内の中学校と高校へ、その自転車ツーロック運動の啓発と、自転車等の盗みについての注意を促していただく

ようにお願いをしておりましたが、実行していただきましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 高校のほうにつきましてはですね、一応私どもが管轄しておりませんので、警察のほうにもこういう要請があっているということで話はしております。

中学校のほうにつきましては、昨年4月ごろだったと思いますが、校長会にも警察のほうから来ていただきまして、ツーロック運動を進めるからということで学校への協力依頼がありまして、教育委員会としても協力したいということで話を進めまして、学校によりますけれども、生徒会が主催するような形でツーロック運動を進めるとか、それから学校によりますが、のぼりを上げて啓発を進めるとかというようなことで各学校とも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） また、さらにもうお願いなんですがね、やはり足がわりに気軽に人の自転車に乗っていくわけですね。これはもう犯罪だよと、泥棒だよということをですね、やはり注意してほしい。そういう警告とツーロックの必要性をうたったチラシをですね、作成していただきまして、各中学校あるいは高校への配付、また保護者会への説明、こういったものをお願いしたいというふうに思っております。将来性のある子供たちの非行の芽を摘むための対策ですが、ぜひご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 高校については、筑紫地区の全高校に、たしか筑紫野警察署というよりも、先ほどから申してます筑紫地区安全・安心まちづくり協議会ですけども、これは太宰府市も参加しております、予算も拠出してあります。昨年度までは、橋本議員が報告されましたように、井上市長が会長でした。今年度から大野城市のほうに移っておりますけれども。地区の高校生が市長に向かってツーロック運動を展開しますという宣言をしながら、交通ルールを守って安全に自転車通学をしますというような宣言をされていますし、昨年行われました大会では、たしか太宰府高校がそういう運動をしたというような報告も受けておりますので、そういう啓発については一定の取り組みは行っているところです。

それと、自転車盗の問題につきましては、太宰府市の広報で2カ月に1回防犯のシリーズを載せておりますけども、たしか担当の報告によりますと、11月号が、この自転車盗は犯罪ですというような内容で広報すると聞いておりますので、そのように努力をしまいたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 11月に広報に掲載されるということですね、自転車盗の件についてですね。よろしく願いしときます。

私は、7月にですね、なぜこんなに力入れるかといいますと、7月でしたかね、朝のパトロ

ールをしているときにですね、4台の放置自転車があったんです。これ、全部盗難ですね。幸い防犯登録してありましたので、警察のほうに連絡をして、持ち主の検索をしていただいて、1週間かかりましたけども、引き取りに来ていただいたと、随時、どこのだれかは全然わかりませんけれども。こういったことがありました。やはり以前からそれは感じておりましたし、筑紫野署にお伺いしたら、やはり自転車盗が今年になって非常に増えているということでしたので、今回この質問をさせていただいたわけです。

3点目の行政の支援について、これは、地域コミュニティの協議会のほうで力を入れていると、ここにも交付金を出しているということでございました。1つ、また違った見方といえますか、犯罪者というのは成功しそうな場所を選ぶんですね。だから、だれもが入りやすく、だれからも見にくい場所、つまり管理が行き届かず、秩序感の薄い状況にあって、警戒心を抱かせることができない、また無関心な人が多く、見て見ぬふりをしてもらえるところと。その対策として、犯罪の機会を断固として与えないように、犯罪を未然に防止するという犯罪機会論というのがございます。

例えば、落書き、散乱ごみ、粗大ごみの不法投棄、公共施設の割れたままの窓ガラス、放置自転車、伸び放題の雑草地や樹木、廃屋同然の空き家など、こういったですね、危ない場所に注目をした安全マップづくりが私は大切ではないかなと思っております。

質問をさせていただきますけれども、住宅の安全対策としましてはですね、住民が場所の改善に向けて動くことによって地域の安全性を高める、こういった地域安全マップ作成コンテストなるものを、こういう各自治体の、各行政区の防犯パトロールの組織を対象にしたコンテストを実施されてですね、賞金を出すとか、助成金を出すような、こういった催しを一度されたらどうかと思っておりますけれども、いかがですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 一つの手法としては素晴らしい提案だろうと思います。

実践のほうで少しご報告させていただきたいと思います。

防犯部会で防犯員さんがそれぞれ協議をする中で、情報交換する中で、やはり自分たち一人一人が地域のことを知らなくちゃいけないだろうということで、みずから地域を回ってですね、学校の子供たちの危険箇所マップあたりと連携をしながらですね、自分たちでどこが重点的に気をつけなくちゃいけないところかということを学習されながら、マップという形ではでき上がってないかもわかりませんが、そういう資料としてつくられました。

私は、これは重要なのは何かといいますと、マップをつくることそのものが目的ではなくて、そういう作業をすることが地域力を高める手法であろうということを思っております。先ほどご提案の、そういう取り組みのきっかけとしてそういうコンテストが有効であれば、先ほど申します協議会の中で提案をしながら、取り組んでいただくべきものは取り組んでいただきたいというふうに考えます。

以上です。



○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） そうですね。地域力を高めることも必要ではございますけれども、そのマップ上にやっぱり印をつけたところが危険箇所というのは、これはもう環境設計の貴重な資料にもなると思うんですね。ですから、先ほどもおっしゃいましたように、住民同士、それから行政とのコミュニケーションをより活性化させるためにもですね、そしてまたきずなが深まるということで、ご検討のほどをよろしく願いしておきます。

それから、防犯に配慮した本市の公園や街路樹の剪定、それから防犯灯の設置ですね、こういった具体的な場所、あるいは何カ所ぐらい今年されるのか、わかりますかね、今。防犯上……。

（「公園の剪定とかですか」と呼ぶ者あり）

○7 番（橋本 健議員） だから、見えにくいところとか死角とかです。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 防犯には限らずにですね、定期的に枝打ちとか、あるいはまた剪定作業を行っておりまして、全体的に計画的に行っておりますので、何カ所かというのと、あとはその防犯のその場所がですね、どこに当たるのかというのがちょっとまだ私どもはつかめておりませんけれども、定期的に年間、年度計画の中でその剪定作業は行っております。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） ですから、先ほど申しましたように、こういったですね、防犯マップ、地域安全マップ、これをつくることによって、どこが危険箇所か、見えにくいところ、こういったものの資料っていいですか、環境設計の貴重な資料になるということで、ぜひこれはご検討いただければなと思っております。

それから、もう一度最後に市長にお願いしたいんですが、筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会の会長もなさっております。本市の防犯パトロール隊に対してのですね、支援、あるいは市長が今後防犯活動の何か計画をお持ちでしたらお話を聞かせていただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、この地域の安全のためには、市民の皆さん方、あるいは各種団体の皆さん方と一緒に地力が高めていくと、その手段としての防犯の面からのパトロールを強化していくと、それが犯罪の抑止力にもなりますし、いろんな取り組みが各地でなされております。今ご指摘のありましたワークショップでありますとか、あるいは地域ごとに散策しながら、そしてマップとしてまとめ上げていくというふうな活動、そのプロセスが私は大事だろうというふうに思っております。

今 1 つ頭に浮かんでおりますのが吉松のことでございますけれども、高速道路のところのボックスがございまして。日ごろから粗大ごみの置き場でもございました。あるいは不法投棄場所でもあったわけです。あるいは犯罪が発生する、そういった状況でございましたけれども、太

宰府西中学校の生徒、あるいは青少年の育成の会の皆様方、あるいは吉松区の自治会の皆様方の協力によって、立派な絵が両面にかかれております。そこは、落書きがずっとかねてからあったところですけども、明るくなったということ、そして通学路でもあるわけです。地域の中でそういった取り組みが、その一つ一つが私は安全・安心のものにつながりますし、あるいは防犯、犯罪の抑止につながっていくものではないかなというふうに思っております。

そういった側面を行政としても一緒になって支援をしていく、あるいは地域の職員は一緒になって出向くというふうな、そういった地域参加含めて、率先垂範が必要であろうというふうに思っております。私も、行政として限りなく支援をしてまいりたいというふうに思っております。一緒にやります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 力強いお言葉ありがとうございました。

落書きなんかをですね、中学生ボランティアできれいにしたりですね、それから地域の方が、歩道の植え込みですか、こういったところに花を植える、こういった防犯性の向上につながる活動、それから防犯のまちづくり実践事例集の出前講座をやるとかですね、犯罪を未然に防ぐまちづくりの取り組みを紹介している自治体などもございますので、これらもぜひ参考にいただければと思います。

本市では、今後小学生やボランティア協会との協力体制も図っていただきまして、犯罪を寄せつけない、治安日本一を目指していただき、住みよい太宰府を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1項目について質問いたします。

交通体系・公共交通対策について、総合計画の中にあります快適で魅力のあるまちづくりに関連して質問します。

まず、1点目に、高齢者の公共乗り物の運行についてお伺いします。

本市の高齢化率は20%を超えております。また、今では環境に魅力を感じて人口は増加しているものの、それとは相反して、年数が進むにつれ、長年住まれている家族の子供たちが地域によっては次々と市外に転出し、高齢者だけが残されている現状であり、さらに高齢化が進んできています。

そこで、高齢化社会においてどのような交通対策を考えてあるのかお伺いいたします。

2点目は、福祉バス廃止についてです。

高雄地区において、まほろば号の運行に伴い、平成21年5月末で社会福祉協議会が運行していた福祉バスが廃止になりました。ご存じのとおり、梅香苑、星ヶ丘、東ヶ丘、五条台は、団

地の中でも高台にあり、買い物や外出はライフサイクルの中でも欠かせないものであります。福祉バスを利用されていた方に対し、廃止する場合、そのかわりになるものを準備すべきだったのではないかと思います。

平成20年度決算審査資料でもわかりますとおり、福祉バス利用者は、2,907人の利用者です。また、福祉バスが設置された目的、老人福祉センターの内容とは何でしょうか。高齢者の方が老人福祉センターに行く楽しみをなくしてしまっているのではないのでしょうか。廃止されてから、利用者から困ったというような苦情はなかったのかお伺いいたします。

3点目は、市内の路線バスについてであります。この質問は、平成20年3月定例会でも質問をしましたが、再度質問をします。

市内を走る路線バスの宇美町と太宰府市役所を結ぶ宇美線と同様に、星ヶ丘線や南ヶ丘線、つつじヶ丘線も100円にできないのでしょうか。路線バスとの交渉の結果を含めてお伺いします。

また、それぞれの利用状況についてもお伺いいたします。

最後になりましたが、コミュニティバスまほろば号や路線バスが運行されていない地域の交通対策をどのように考え、計画をされているのかお聞かせください。

以上、1項目について、積極的で実効性のある答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 交通体系・公共交通対策についてのご質問でございます。

まず、高齢者の公共の乗り物の運行についてご回答を申し上げます。

本市の高齢化率は、ただいまのご指摘のとおり、既に20%を超えております。超高齢社会を迎えようとしておる状況であると言えるのではないかというふうに思っております。

今後の高齢社会におけますところの高齢者の外出支援策に関する交通ネットワークの対策は、私はこれが一番重要な施策の一つであるというふうに思っております。どうすれば、今まで担ってきていただいた高齢者の皆さん方がやはり住みなれた地域の中で安全で安心して外出もできるような、そういった支援策があるのかというふうなことを含めてやっておるのがまほろば号でございまして、今西鉄等々に委託しておりますもの、あるいはマミーズ・まほろば号、企業が企業努力によって、買い物の支援というふうな形、それにのった形の中で、外出支援というふうなことでやっております形態、あるいは前回の議会の中でも申し上げておりますけれども、また最近においても、旧国民年金保養センターの、ホテルグランティア太宰府のほうに、私は直接本部のほうの責任者の方とお会いし、高齢化がある今、送迎バスがございましてけれども、その辺のところを活用してのものができないかというふうなことでの意見調整含めて行ってまいりました。

そういったところの中におきましても、サロンの、温泉のある場所等については、高齢者が集うような、そういった仕掛け、そういったサロンのようなものも含めて展開をしていきたいと

いうふうな、そういった企業の熱意というふうなものも感じてきております。近い将来、そういったところからの発想で支援をしてもらうというふうなこと等も含めて考えていきたいなというふうに思っております。

それともう一つは、いろんなところの高齢化社会を迎えての団塊の世代の皆さん方が既に退職なさっておる状況等もございます。こういった長年培ってこられたノウハウ等々を活用していくというふうなこと、そういった中において、運転業務を、あるいはNPO的な形の組織をつくってもらくと、地域力を高めていくというふうな形の中での、そういった形態での運転業務というふうなことも一つの方法だろうというふうに思っております。車は市が貸与し、そしてそこに一つの事業を起こしていただき、そして地域に外出支援のためのものを事業展開していくというふうな、そういった一つの選択肢ですけども、可能な限り考えれば、いろんな選択が出てくるのではないかなというふうに思っております。そういった高齢者に向けての外出支援等々については、いろいろな手だてを今後強力に考えていく必要があるというふうに思っております。

なお、具体的な内容、経過につきましては担当部長のほうから説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目と2点目の具体的な内容につきまして、私のほうからご回答申し上げます。

デマンドタクシー等の内容につきましては、6月議会の一般質問の際にご回答いたしましたとおり、他市において導入されているデマンドタクシー等の活用について、現在調査研究を始めたところでございます。高齢者や障害者等、交通弱者とも言うべき方々にとって最も適切な公共交通体系はどのようなものなのかを、高齢者や障害者、まほろば号、財政をそれぞれ担当している職員により研究会を発足したところでございます。

次に、福祉バスということでございますけれども、老人センターバスの廃止につきまして、平成21年3月の環境厚生常任委員会協議会でご報告したところでございます。この老人センターバスは、市が社会福祉協議会に運営を委託しているもので、老人福祉センターが開館をされました昭和51年から、利用者拡大や高齢者のための手軽な交通手段として市内各方面へ運行をいたしてまいりました。平成10年度から、コミュニティバスまほろば号の開通に伴いまして、まほろば号と路線が重複する箇所につきましては、その都度老人センターバスの運行を取りやめてまいったところでございます。実質的には、まほろば号によりまして運行回数が増えて、利便性が向上しているものと考えております。

今回、高雄路線の平成21年4月の開通に伴いまして、老人センターバスの運行につきまして、関係機関との協議を重ねた結果、廃止するに至ったものでございます。

なお、老人センターバスを利用されていた人員は15人前後、廃止に伴います市への苦情に関しては発生を聞いておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 3点目、4点目については私のほうから答弁させていただきます。

3点目の市内の路線バスである太宰府宇美線の運賃100円と同様に、星ヶ丘線、南ヶ丘線及びつつじヶ丘線の運賃も100円にできないかというご質問ですが、これらの路線につきましては、平成20年3月議会で回答いたしておりますとおり、西日本鉄道株式会社が運行されます営業路線バスであります。その運賃につきましては、事業計画の中で企業判断を行い、設定されるものでありますので、市から運賃の交渉を行った経過はありません。

また、それぞれの路線の利用状況については、西日本鉄道株式会社に問い合わせをいたしましたところ、路線ごとの利用人数については公表はしていないとのことでありました。

4点目の、コミュニティバスまほろば号や路線バスが運行されていない地域の交通対策につきましてご回答いたします。

平成21年4月1日運行を開始いたしましたコミュニティバスまほろば号の高雄回り線の開設によりまして、市街地における路線の幹線的なもの、幹的なものですね、幹線的なものはほぼ充足できたものと考えておりますが、今後ますます進展します高齢社会を見据えたとき、まほろば号での直接乗り入れが困難な地域への新たな交通システムの研究会を、先ほど健康福祉部長が答弁いたしましたように、既に内部で組織し、調査研究を開始いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

1つ目ですね、高齢化が進んでいる地域、高台に住んでおられる地域の方にですね、住民福祉策としての市内交通策がとられていない地域が今何カ所ぐらいあるかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご質問の意図は、まほろば号のバス停がないエリアがどのくらいあるかというご質問ですか。

バス停がどのくらいの距離にあったが一番適正なのかというのは、軌道式の駅ではありませんので、バスは道路上走りますから、バス停が設置できるところに置きます。考え方はいろいろあると思います。ある自治体では、半径200mから300mというようなことで一定充足を満たされているというような考え方を持っておられるところもあります。本市におきましても、大体300mぐらいの範囲で、バス停の調査をいたしますと、3カ所から4カ所ぐらいはカバーできないエリアがあるということでは認識をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その3カ所から4カ所という場所はどの地域か教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） つつじヶ丘の一部、新しく区画整理が行われました通古賀区画整理地内、それから湯の谷西地区。これにつきましては、先ほど言いましたように、西鉄の路線バスのバス停は含まれておりますので、検討の中に入ってます。それから、先ほど市長が申しました連歌屋の浦ノ城地区ですね。大まかなところでは大体そのあたりでありますけれども、国分台の一部、なかなか言葉では表現がしにくいんですが。

今なぜ300mということを申しましたかということ、人間の歩く速度が時速4kmだということが大体不動産の取引上で言われております。それで、300mであれば、歩いて大体4.5分の距離になります。これは普通の方が歩ける距離じゃないかと思います。私個人としては、10分でも歩きます。私も10分ぐらいの場所は歩いております。ただ、高齢者の方になりますと、なかなかそういう歩行速度は難しいだろうと思いますので、時速2kmと計算しまして、300mであれば9分ぐらいかかるということで、こういう絵をかきながら、今後の充足についていろいろ検討をしているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今詳しく教えていただきましたけど、やはり地域によってはたくさん、やっぱり3カ所、4カ所、5カ所というような、高齢者がいて、交通対策が進んでない場所というのがたくさんあると思います。

そこで、ちょっと質問させていただきますけれども、湯の谷西の場合ですね、路線バスが通っているということなんですけれども、地元のですね、ニーズっていいですか、その把握した上で、路線に対して、運賃に対して、運行頻度についてですね、事前にそういうふうな審査とか、その調査とかというのはどのような形で行われているのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように、まほろば号については、幹線的なものを整備するというのが第一義の目的で走っております。それで、まほろば号では乗り入れが困難なところについては、この間議会の中でもいろいろなエリアに対しての乗り入れの要望あるいは質問等も出されておりますが、現実対応が難しい部分がありました。

それで、先ほど市長が報告しましたように、いろんな手法を検討しないと、まほろば号だけでは困難だろうということで、一つはマミーズ・まほろば号という形態をとっております。あの形態をとったおかげで、東観世地区についてはそういう一定の交通支援策がとれたものと思っております。

残りの地区につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたように、新たな交通システムを検討しないと、まほろば号では困難だろうということで、まほろば号についてのアンケート等を直接行政がとった経緯はございませんけれども、調査研究を今始めているところでございま

す。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 例えばですね、今言われましたコミュニティバスですね、運行に当たってはですね、計画から実施、評価とか、11年たったわけですけども、そういうような改善に至るまでですね、すべての段階に応じて地元住民が参画されているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） いろいろなご要望が直接担当のほうにもあります。あるいは、議員さんを通じてもあります。それから、当時区長、今の自治会長を通じてもございます。そういう中で、いろいろな政策的なもの、財源的なもの、それから利用の予測なども図りながら、一つ一つ拡充を図ってきたところです。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほど、コミュニティバスは西鉄バスに委託してということなんですけれども、既存バスですね、路線バスも含めてですけども、地域交通全体での事業者、西鉄バスさんとの連携をとってあるのかどうか。それと、西鉄バスさんの基本方針といいますか、そういうふうなものは太宰府市のほうでは把握されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 西鉄に全面委託をしておりますけども、担当者は西鉄バスの職員にも負けないくらい事業内容については把握をしながら、常に協議を行い、残念なことに交通渋滞、特に今の時期は、阿修羅展の影響かどうか分かりませんが、15分、20分遅れております。そういう苦情の電話が、10分、20分、1時間にも及ぶような苦情の電話も私どもの担当職員が受けながら、利用者の方々にご理解を求めているところです。

それと、西鉄の企業理念について、私がこの議会の中で報告するのがいいのかどうか分かりませんが、西鉄グループは、出会いをつくり、期待を運ぶ事業を通して、安心と快適とときめきを提供し続け、地域とともに歩み、ともに発展するという基本理念を企業として掲げておられます。平成21年4月に竹島代表取締役社長が、安全の確保を西鉄グループの企業理念そのものであり、企業として存立する上での根幹であり、さらにお客様からの信頼の源泉であると位置づけ、事業に取り組んでまいりました。特に西鉄グループの中核事業である運輸部門においては、長きにわたり、事故防止の取り組みを継続、発展させてまいりますというような、私どもが全面を委託しておりますけども、安心して委託できる企業だろうという判断をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 先ほど三笠部長のほうから西鉄バスの理念についてお話をされたと思いますけれども、私は、その西鉄バスに関する太宰府市と契約のときに基本方針というものがあったのかということをお聞きしたわけですが、理念じゃなくて基本方針。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まほろば号の運行基本方針につきましては、大きく5つ掲げております。本市の都市基盤整備事業の一つとして、5つの視点を持って運行するということを基本方針にしております。市内に点在するさまざまな公共施設など、点から線へと結び、その利便性を確保し、生涯学習都市の実現を目指す。高齢者や障害者、子供などの交通弱者が気軽に安心して地域社会に積極的に参加できるように配慮し、健康で生きがいのある福祉社会の確立を図る。JRや西鉄などの公共交通機関への利便性が低い空白地域に通学や通勤、買い物などの交通手段を確保する。市民や観光客が、特別史跡大宰府跡を初めとする数多くの重要文化財や遺跡などを循環できる交通手段を確保する。コミュニティバスなどの公共交通機関を利用することによって市内の交通渋滞の緩和を図るという運行の基本方針を持っております。

それで、西鉄がこの運行方針を定めるのではなくて、市民のためのまほろば号という形で最初運行しておりますので、そういうふうな、契約の中では、市のこの基本方針を基本に置きながら西鉄と運行契約を結んでいるところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今おっしゃったようにですね、やっぱり市民の利便性をですね、確保する手段として、西鉄に対して赤字額の補助をすることが、一つそこも入っていると思いますけれども。

交通ですね、対策がない地域の実情は、先ほど4カ所から5カ所ほど聞いたんですが、それをするためにですね、輸送形態、路線設定、それから運行の頻度、運賃、車両をですね、まほろば号が、今の車両を見ていただくとわかると思いますけれども、高齢者向けとか、福祉車両になっていないのではないかと私は思っております。車いすでの利用とか、バスの乗りおりのときの階段が本当に高いんですよ。まほろば号においては、そういうふうな苦情が高齢者の方から、自分がまだ若いので、そういうふうな、乗ったときの感覚はわかりませんが、やっぱり高齢者の方からそういうふうな声は聞きますので、もう少しあの階段を、荷物を両手に持ったままとか、片手に持って、ポールはあるんですけど、手すりを持って上がるということは本当に難しい状態でございますので、またそこに荷物を持つということになると両手がふさがるわけですね。そういうところで、手をついて上がっていくような状態に今な

っておるまほろば号という車両についても、今後考える必要があるのではないかと考えております。

それと、私、先ほど湯の谷西のほうを言いましたけれども、今現行、現在運行しているですね、北谷回り線にですね、九州国立博物館と九州歴史資料館があります。湯の谷区方面にですね、路線の追加をしてはどうかと思うんですよ。追加ということですから、そこに燃料が少し要だけで、あとは時間も10分ほどいいと思いますので、今北谷まで行っている分を、その途中に国立博物館と九州歴史資料館のほうに何か追加路線を設けてはいかがだろうかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まほろば号につきましては、費用対効果、最大限判断しながら運行いたしております。北谷回り線については、実情につきましてはいっぱいでございます。新たな路線を開設するには、車両の追加が必ず必要になってまいりますし、現実もう、原田議員もご利用いただいていると思いますからご存じだと思いますけども、5分、10分は遅れるのが今日常になっております。その解消に向けて、西鉄と協議をしながら、運行努力をしていただいておりますけども、どうしてもカバーできない部分については、市民の方から苦情をいただくのが現実でございます。

それで、今原田議員が提言という形で申された、お話としてお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） それと、まほろば号車両そのものが何か高齢者あるいは障害者の方に利用しにくいということですけども、どこまでカバー、車両でできるのかという問題はありますけども、いわゆるノンステップバスというのを活用しております。それから、車いすが乗車できるようになっております。これにつきましては、一々おっくうかもわかりませんが、運転者のほうにですね、協力を求められれば、運転者のほうが、介助するという言葉は適当かどうかわかりませんが、そういうふうなことをやるように、西鉄との中では申し合わせをいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その今後の取り組みについても考えてあるようですので、そういうふうなところをですね、もう一度精査していただいて、調査もして、使いやすいまほろば号、バスとして活用していただきたいと思います。

もう一度言わせていただきますけども、湯の谷方面のですね、まほろば号を追加という、路線追加をもう一度お願いして、1 点目については終わりたいと思います。

そして、2 点目なんですけれども、福祉バスを廃止する前にですね、指摘されていた問題点がたくさんあったのではないかと思います。そんな高齢者がですね、老人福祉センターに楽し

んで利用されていた事実はもう明確だったと思います。その高齢者がですね、楽しんで行かれていた老人福祉センターについてお伺いしたいんですけれども、その老人福祉センターというものは、先ほど言いましたけれども、どういうふうな設置目的でつくられたものか、それと概要をちょっとお話ししていただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 先ほどご答弁申し上げましたように、昭和51年に老人福祉センターが開館をされております。その当時から、老人の皆さんが余暇を楽しみ、老後を楽しみにしながら老人福祉センターに行かれたものと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ではですね、私は、その老人福祉センターを利用されている人は、触れ合いの場ということと、気軽に利用ができていて、そして快適に過ごせる場と、あと入浴、囲碁、将棋とかカラオケとかできるような太宰府の老人福祉センターと把握しております。

そこでちょっとお尋ねしますけれども、今度の、平成20年度の決算認定審査資料でもおわかりのとおりですね、156万2,800円のお金がかかっております。その中で、運転業務も含めましたのお金でございます。この運転業務の運転する人は、今まではどのような方を使っていたのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この運転業務につきましては、社会福祉協議会がシルバー人材センターに運転業務を再委託をして担ってありました。
以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その社会福祉協議会に補助金を上げられてますよね。その一部、156万2,800円という、その156万2,800円のお金を削ってまで老人センターバスをなくさなければいけなかった理由をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 最初の答弁で申し上げましたように、当初は市内全域を老人センターバスで運行をして利用者の利便を図っておりましたけれども、コミュニティバスまほろば号が平成10年度から順次拡大をされておりますので、平成21年4月から高雄路線が新設をされたということで、重複する区間については廃止するという方針のもとで廃止をしたわけでございます。費用対効果あるいは二重投資にならないというような意味でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ではですね、その老人福祉センターの利用目的とかはちょっとわかりましたけれども、入浴施設がついているのが老人福祉センターと把握しておりますけれども、そういうふうな入浴とかできるような施設は市内に幾つほどありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 議員もご承知のように、市長の答弁でもありましたように、ホテルグランティア太宰府が入浴施設を持っておりますし、お年寄りの方の憩いの場にもなっておりますかと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そのホテルグランティア太宰府のことを言っているんじゃないくて、その太宰府市の自治会のほうに老人憩いの場というのがありますよね。それが幾つぐらい今ありますかということを聞いているんです。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 老人憩いの場につきましては、今10カ所程度あります。ただし、その中にふろというのは持っているところは一カ所もございません。今後、そこの辺も含んだ中で、センターの補助金についていろいろと協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その老人憩いの場でおふろがついているのが一カ所もないって言われましたけど、1カ所ありますでしょう、隣保館のところに。ついてますよね、おふろが。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 私の言う老人憩いの場というのは、高齢者支援課が担当して、各自治会から申し込みがあった中ですね、という形の中で、私はそういう自治会という意識の中で今話をしましたので、それに関しては、高齢者支援課からその状況に応じて200万円とか300万円とかという補助金を出してます。そういう形で、自治会がみずからお年寄りの集いの施設として申請があった場合の部分で、今原田議員が言われました南の件につきましては、あれもいこいの家という形で表現されていますけれど、そこは今除いた形の中で報告を申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そこが人権政策課のほうの担当になるということで、高齢者支援課としてはわからないということですかね、今のところ、その利用されているかどうかというの。1つだけありますよね、おふろが。だから……。

○議長（不老光幸議員） これ、交通体系と関係ある質問ですか。

1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 結局ですね、私は、老人センターバスがなくなって、友達を求めて行かれていた高齢者が、そういうふうな施設が施設でないということを私は言いたかったんで、そんなところで、老人福祉、おふろに入る楽しみがなくなって、バスがなくなったことで行けなくなったということで、そういうふうなところがほかにまだありますかということを聞いたわけです。

それからですね、ちょっと次に行かせていただきますけれども、3点目にもう入りたいと思

いますけれども、平成20年の3月定例会で質問したときにですね、先ほど部長さんのほうから
も言われましたけれども、そのときに質問したのと同じことをちょっと聞かせていただきました。
そのときの答弁はですね、普通の路線バスで、料金が基本的に高いと。でも、まほろば号
として、ここはたまたまですね、同じところに走っていたというふうな状況から、西鉄バスの
状況によりまして100円に設定をしているということを聞きましたけれども、私は、昨日も話
があつてましたけれども、昨日長谷川議員の一般質問の中で、仮称高雄公園のまほろば号の通
行については考えていないというふうな答弁をされましたけれども、私は、そのまほろば号が
通ることによって、高雄線のほうの老人センターバスがなくなったわけです。あとまだ、高雄
はいいとしても、あとほかの地区についてですね、老人センターバスを利用されとった高齢者
の方はどういうふうな説明をされるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 3月の環境厚生常任委員会協議会の中でご説明を申し上げたと思
いますけれども、まほろば号の高雄線が開通したのが4月1日、老人センターバスは、それから
2カ月間の余裕を持ちまして、6月1日に廃止をいたしております。即刻廃止ということでは
なくて、2カ月間周知期間ということで、廃止をいたしております。老人センターバスに、こ
のバスは5月31日をもって廃止をするというような周知をお願いしたところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その太宰府市役所から北谷までの路線バスの料金が違うということ
ですね。たまたまですね、そこに路線バスが通っていたから、まほろば号もそこを通過するこ
とになって、路線バスも同じように100円にしたということは、私はそれは言いわけにしか聞こ
えません、はっきり言って。その地域によって、路線バスが通っていたところにたまたまそこ
にまほろば号を通したかもしれません。そしたら、同じ料金じゃないとおかしいから100円に
したということで私は答弁をいただいております。私は、それは地域格差ではないかと思いま
すけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 3月議会におきまして、当時の富田建設経済部長が、
「路線バスの運賃をまほろば号と同様に市内区間を100円にとのことでございますが、市内を
走る私鉄バスは幾つかございまして、宇美町と太宰府市役所を結ぶ宇美線、それから西鉄五条
駅と西鉄二日市駅を結ぶ星ヶ丘線、それから大野城市と大佐野、つつじヶ丘、そういうところ
を結ぶ線、幾つかございます。仮にすべての路線を市内のみ100円料金ということにいたしま
すと、その差額の算定方法、それから対象者、そういう不明瞭な部分が出てくると思ってい
ます。現状では、統一料金にするということは非常に難しいというふうに考えているところ
でございます」という答弁をされております。

そして、それに質問に対しまして原田議員のほうが、「今難しいということなんですけど
も、今現在、太宰府市役所発の宇美線、只越までの11区間は100円でございます。その100円に

なった理由と、なぜ100円でできるのか、同じ路線バスでありながら、なぜ100円になっているのかを説明願います」ということで再質問をされております。

当時の富田建設経済部長は、「普通の路線バスでは、料金が基本的には高いわけでございますけれども、まほろば号とここはたまたま同じところを走っているという状況のもとから、西鉄の状況によりまして100円にここを設定したということを聞いております」という答弁をされております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） それはわかっているんですけども、結局同じ住民税を支払っている市民に対してですね、路線バスが通っているところにまほろば号が通った場合に路線バスも100円にされるならば、ほかのまほろば号が通ってないところにもまほろば号を通して100円にしてくださいということについてはどう思いますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど基本方針でお話ししましたように、既存の定期運行路線バスがあるところについては、一定の公共交通網が整備されているので、その部分についてはまほろば号は基本的には通しません。公共交通の空白地帯に通すということを基本路線に走っておりますということを申し上げております。

ただ、西鉄の路線が、宇美線の場合、市役所から走っていたわけじゃなくて、西鉄二日市から宇美まで本来走っていたわけですね。西鉄の運行状況の中で、廃止もやむなしというような話の中でありましたけれども、運行の形態の中で、どうしても待機所等が要するという話であったのではないかと思います。市役所のところに待機場所を確保していただければそこから走れるというような状況があって、今現在待機場所を用意していると思います。そのときに、運賃設定が、ちょうど西鉄が、天神周辺とか一定のところを、何かワンコインバスとかというような制度を始められてですね、お尋ねの星ヶ丘線についても、たしか二日市から第一経済のところのバス停は100円じゃないかと思います。それから、二日市温泉のほうもたしか、今も続けてあるならば100円の区間があると思います。そういうふうな、西鉄につきましては、これは道路運送法上で言います4条バスと言いまして、国土交通省の認可を受けながら走ってある路線バスです。これは、企業が営業として、企業サービスの中で運行されている路線です。だから、まほろば号の運賃と西鉄のバスの運賃は、これは一切関係がございません。まほろば号についても、当初運行した場合は、たしか初乗りが180円で、200円という運賃形態でありました。いろいろな高齢者の外出支援という目的を持っておりますので、利用者の方の利便性を図る、それから行政サービスという部分もあるということもありまして、西鉄のワンコイン制度が始まって半年ぐらい置いてですかね、まほろば号についても、議会とご相談いたしまして、そういう制度を取り入れろうということで。ただ、その場合、どうしても運賃収入が減が見込まれるけれども、住民サービスとの兼ね合いの中でどうかということを議会の中でもかなり議論

されたと思っております。その中で、100円という運賃制度が導入をされてきました。

それで、運賃だけ見ますと、まほろば号の100円と西鉄の100円と、じゃあほかの路線のところが、西鉄の運賃と差があるじゃないかということですが、それぞれ走っているバスの目的が違いますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 高雄線なんですけれども、市内の外側であるバイパスを今往復されていると思いますけれども、それよりも市内を通すほうが人の乗り手も多くなるのではないかと思いますけど、それについてはどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） いろいろな、コース選定に当たっては検討が重ねられたと聞いております。その中で、今の路線が最終的に決定をされております。

利用者の増が図れるかどうかについて、西鉄との競合ということが出てくるとは思います、西鉄につきましては、先ほど企業理念を持たれて、企業の中で運営されてます。企業は、利益追求だけを目的には今はされてない部分がありますね。社会貢献あるいは社会性の追求ということで企業運営をされておりますけれども、当然企業利益が見込めなくなると、その事業については縮小あるいは廃止というものが検討されていくことも考えられます。そういうものを総合的に判断をしながら、今の路線に決定しているということを聞いております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、もう難しいというふうなことをちょっと言われておりますけれども、今太宰府高校入り口から、仮称高雄公園を通るなり、星ヶ丘、太宰府東小学校の前を通過して、東ヶ丘を通り抜けて五条におりていく分を、今バイパスを通しての反対回りに通過することで、まほろば号の高雄方面と、今度は青山方面、高台にある東ヶ丘、星ヶ丘の利用者も増えてくるのではないかと思いますので、そのところをまた今度考えていただいて、検討する気持ちはないかお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私の気持ちというよりも、今、本年4月1日からこの新しい路線を開設して運行いたしておるところです。利用状況としましては、1 便当たり平均5人から4人という現実もございます。そういう状況、あるいは他の運行形態等も勘案しながら、当然まほろば号については、いろんな新しい交通システムを検討しておりますので、総合的に判断されていくべきものだろうと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） これはちょっと雑学になりますけれども、長崎県の県営バスが運行し

ています坂道の多い長崎ならではのシステムで、下りは結局燃料を使わないということで、片道だけ、下り道はもう無料で、上りだけをバスの定期券というものを発行されておりますので、太宰府市も、そういうふうな高台にあるところとか、まほろば号が通ってないところについては、もう市内本当に平等でないとは私はいけないと思うんですよ。同じ住民税を払い、高齢者が多い場所についても、含めてですね、そういうふうなバスを下るときには無料券というようなものをつくっていただいて、なるべくそういうふうな公共施設のバスが、無料とは言いませんけれども、100円ぐらいの運賃でおりていかれるように、また五条商店街もそれによって活性化にもなると思いますので、重ねてお願いしたいと思っております。

最後になりましたけれども、今後の調査研究についてもしていくということの話を先ほどされましたけれども、福祉バスの利用方法とかですね、デマンドタクシーも、また今度そういうふうのができましたら、広報紙、または市民が見やすい形で広報のほうをお願いしたいと思います。

それと、市長の初めの言葉にもありましたように、私はやっぱり市長と同じような考えを持って、高齢者が住みやすい地域の中で安心して安全で暮らせることができるようにしたいというのは私自身も思っておりますので、ぜひそういうふうに地域の格差がないように、住みやすい太宰府市を長く続けられますことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、今回行われました第45回衆議院議員総選挙の結果についてお尋ねをいたします。

選挙の結果は、政権交代を旗印に掲げた民主党が政権を担うことになりました。民主党は、マニフェストを必ず実現させることをマスコミを通じて国民に約束をいたしております。このことが地方にとってどのような影響を及ぼすかお尋ねをしたいと思います。

例えば、後期高齢者医療制度の廃止など、現在執行されている事業が数多くございます。まずはマニフェストを実現させるために、平成21年度の緊急経済対策として政府が実施した平成21年度第1次補正予算を凍結し、その補正予算を精査して、無駄なものを省くことを表明いたしております。現在、麻生内閣が実施した第1次補正予算にかかわる地方への支援がこの9月議会で審議をされております。9月議会で補正予算が可決をされた場合、その実施時期と、新政権が無駄と判断した事業についてどのような影響があるのか、市長の所見をお聞かせください。

また、今回の選挙の争点として、地方分権が大きな柱でもありました。新政権と地方との関

係がどのようになるのか懸念を抱いております。

例えば、一部新聞報道によれば、群馬県に建設をされているハッ場ダムは、渇水や治山のために事業費が3,217億円投じられてきました。国土交通省によれば、流域の1都5県のほか、地元のダム建設予定地の首長からも早期完成を求められていると報じております。民主党は、こうした地方の声をどのように受けとめているのか知りませんが、マニフェストには建設中止を掲げております。地方は必要と考えても、新政権には無駄と判断することも十分予測されますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、高尾川についてお尋ねをいたします。

7月24日から26日にかけて大雨が降りました。全国的にも各地で大きな被害をもたらしています。この高尾川については、大雨が降るたびに河川がはんらんをし、その対策が大きな課題になっております。何回も本会議で取り上げてきましたが、今までの経過とその取り組み状況と今後の対策についてお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今回の第45回衆議院議員総選挙の結果につきましては、いわゆる55年体制の政治体制の変革とも言うべき政権交代を実現する結果が出ております。現在、首相指名選挙前でもございまして、組閣もまだされておられません。新政権からの具体的政策が発表されていない現状の中におきまして、地方公共団体への影響を推測し、論評できるような状況ではないというようなことをまずもってお話をしておきたいと思えます。

ただ、全国市長会といたしましては、8月30日付をもちまして、地方分権改革の推進を求める声明を出しております。その中で、全国市長会は、これまで政権公約に対します全国市長会要請を提出をし、都市自治体への権限移譲の推進、地方交付税の復元、増額、地方消費税の拡充、医療保険制度の一本化の実現など、各政党のマニフェストに反映するよう要請をしてきておるところでございます。今後新たな政権におきましては、地方の意見に真摯にこたえ、地方との十分な連携のもと、地方分権改革推進委員会の勧告を十分尊重しつつ、基礎自治体を重視した地方分権改革を着実に推進するとともに、政府と地方の代表者が対等の立場で地方に関する事項を協働して政策立案や執行に反映させる国と地方との協議の場等を通じて、真の改革が実現されることを強く求めるというふうにいたしております。新政権におかれましては、もとより政治が停滞することなく、国民生活の安定や地域経済の活性化施策等の推進に全力で取り組まれるよう要請するというふうな趣旨の内容の宣言、声明を出しておるところでございます。

一方で、国の平成22年度予算でございます各省からの概算要求も白紙から編成されるなど、マスコミの報道もされております。また、補正予算の中でも、箱物等の必要性を認められないものにつきましての凍結も検討されるようでございますけれども、本市が補正をし、事業への今補正予算を組んでおります内容の中には影響はないというふうと考えておるところでございます。

ます。基本的には、国民の生活が第一とされておりまして、国民生活にしわ寄せが来る政策はないと考えておりますけれども、今後の国政の流れを見きわめながら対処していきたい、このように考えております。

2点目の高尾川の冠水対策につきましては担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 高尾川につきましては、御笠川水系であり、太宰府市から筑紫野市を通りまして鷺田川へ、そして御笠川へと流れております。以前から、高尾川の改修及び整備につきましては長年の課題となっておるところでございます。

これまで、下水道部門におきまして下水道事業による雨水排水路の改修工事が行われてきておりますが、抜本的な解決を見るには、高尾川下流の改修がぜひとも必要だと考えております。

現在、福岡県的那珂土木事務所と筑紫野市のほうで高尾川治水対策に関する協議会が設立されておりまして、本市はオブザーバーとして構成員になっております。このことから、今後におきまして、県及び筑紫野市と十分協議しながら対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長は、補正予算に影響がないということでございます。報道等によりますということになりますけれども、新政権が発足しとるわけじゃありませんので、しかしいろんな形の中で、実際にこうやって補正予算を審議をしている立場にあるわけです。16日に恐らく組閣をされると思いますが、この補正予算の凍結というのは、国が平成21年度一般会計補正予算、このことについて凍結をするという民主党のお考えだろうと思うんですけど、影響がないということは、その部分が太宰府市の中には含まれてないと、こういうことですか。それとも、含まれているけども、こういうことは凍結することはないと考えているのか。影響ないということは、私は国のこの一般会計の補正予算がこの中に含まれてないというぐあいになっちゃって考えるんですが、その辺はどうなんですかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 道路整備費でございますとか、そういったところ为中心になりますけれども、国民生活に重要な補正予算として計上し、平成19年から5カ年計画でやっておるもの、あるいは現在経済対策として認められて、承認されて補正予算を組んでおるもの等々がございすけれども、そのこと等については、この凍結できる内容ではないというふうに思っております。現在執行中でもございますし、そういった状況等については、私どもは、どんな政権になろうと、行政の継続化があるわけですから、180度転換するような、国民生活に悪影響を及ぼすようなことはできないというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私、市長と同じ考えなんですね。けども、地方自治体は、何を凍結するかというのは非常にわからない。国土交通省も、ハッ場ダムですか、あの部分に関しては、マニフェストに掲げてますので、マニフェストでは中止だと。そういうことで、国土交通省は入札する予定だったんですけども、新政権をとということで、今入札の時期をずらしているというようなお話もありますし、農林水産省のお話もありますし、いろんなところで今困っているわけですね。何でああいうような発言をされるのかなと私自身は思うわけですけども。

それだけならいいんですけども、補正予算全体にわたってですね、細かいことは、幾つか大きなものは書いていますけども、特にですよ、この14兆円の補正予算と、それから4.6兆円の基金、36かな、46かな、基金があるわけですが、その基金について無駄が多いというような形の中で精査をしてということです、当然私はこの補正予算の中に民主党が言われている分は入っていると思うんです。けども、それは、市長が言われるように、そんなの凍結できる状況じゃないと私は思っているんですけども、含まれているか含まれてないかということを私は聞きたかったんですが、その辺のところをですね。

私は、市長はきちっと明確にやっぱり言ってもらいたいと思うんですね。補正予算には組まれているけども、こういう事業に関しては凍結すべきでない。実は、9月1日にですね、もう既に、このことが心配されまして、宮若市で議会がありましてですね、今年度の交付金についてやっぱり議会で質問されているわけですね、同じようなことが。そしたら、やっぱり市長はですね、市への交付金凍結はあり得ないと考えているという形で述べてはおられるんですが、やっぱり不安が一部あると思いますけども、それじゃ明確に市長としてですね、やっぱり地方自治体としてきちっと、おっしゃってはおりますけれども、はっきりこれは凍結すべきではないという形でコメントというかな、市長の見解をいただきたいなと思っておるんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 回答の中で申し上げましたように、補正予算の中でも、箱物等の必要性の認められないものについては凍結云々というようなこともございます。

それと、私が申し上げておりますのは、今私どもが補正予算の中で提起しております、あるいは経済対策債も含めて行っておりますのは、市民にとりまして必要なものでございます。学校の耐震問題もしっかりでございまして。道の問題もしっかりでございまして。そういったところ等については、全体の予算の凍結の範疇の中には入っているかもしれませんが、私はそういった状況が出てきたときには、言うべきことは、首長として、責任者として、やはり市民を代弁して物申すということについては、あらゆる機関を通じて行っていく考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 民主党と財務省とのやりとりを見てますと、いろんな、本市だけじゃないんですが、いろんな形での基金がたくさんありますね、4.6兆円ですから。その前の補正予算も含めて14兆円あるわけですが、その執行という考え方が、どこまでを執行というかとい

う話があるわけですが、かなり際どいところまでの発言のやりとりがあるんですね、凍結をする範囲内において。

これは9月8日の新聞ですが、例えば民主党の政調会長が今年度補正予算の未執行分が幾らあるのか財務省幹部にただしたと。だが、財務省が示した数字は、多くが執行済みという内容と。幹部は、執行済みの定義を尋ねたと。何を執行したかというような、その定義を尋ねたというんですね。そしたら、財務省は、支出先団体などにお金を渡したらそれが執行ですと、ここまで答弁しているんですよ。民主党は、執行というのは使うことだと、実際は回収できるものもあるんじゃないかと、かなりきめ細かなところまで入ってきておるわけですが、実際に見えないんですね、確かに箱物とかという形は言われているんですが、マニフェストに書いてある部分に関しましては、今言われた、市長がおっしゃっている箱物の象徴的なものとして、メディア芸術総合センターの建設、それから官公庁の施設整備、それから雇用対策として天下り法人に渡した基金7,000億円、効果の疑わしい農地集積事業3,000億円と、こういう具体的なことが書いてありますが、これは4.6兆円の基金の中身とは違う、範疇外じゃないかなと私は思っているわけですが、議論は、こういういろんな形、介護職員の処遇の改善だとか、市長がおっしゃっている耐震化の問題だとか、あるいはデジタルテレビの買いかえの問題だとか、全部今回の補正予算の中に入ってますよ。このことを指しているんだろうと思うんですね。だから、大阪府におきましては、かなりデジタル化とか耐震化とかということで、相当今回この国の緊急経済対策をやって、補正予算を組んで、9月議会で審議するようにしているんですけど、非常に市長さんが戸惑っているというような状況もあります。ですので、市長としては明確にそういう形でご答弁ありましたので、太宰府市としてはそういう形で市長としてのお考えを私は確認をしたかったということでございます。

それからですね、2番目に、この民主党のこのマニフェストに、地方主権を確立し、地方主権のことをうたってます。その中に、これはどこの部分もやったんですが、国と地方の協議の場を法律に基づいて設置をしますという形のことでございまして、鳩山代表も、選挙の公示日の第一声、民主党の一丁目1番地は地方主権だと、こういう形で言われました。私は、これは非常に高く評価しなくちゃいけないし、私どもとしては大賛成だという形に思っております。

そういうことですので、特に地方のこの声というんですか、我々の声をどう、今までは、国といえば、どっちかというと政府の、省庁のほうにやっていたような形はなるんでしょうけども、今度はその仕組みを変えようという考え方がありますですね。その考え方は、要するに政治が主導をしていくという形ですので、言うなれば、各省庁に陳情していく政治がなくなってくるのかなという感じはするんですが。特に私は、今回この中で言われてます、国と地方の協議の場を法律に基づいて設置しますと明確にうたってます。ここで、やっぱり地方の声をしっかりと発信していかないと、今までと仕組みは変わるんだろうとは思いますが、その辺は市長としてですね、やっぱりこれはかなり変わると思うんですけども、どのような認識を持ってるのかですね、またそういう部分について、こういう要するにシステムが法体系とし

てできた場合に、どのようなスタンスで臨むのかですね、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただければと思っています。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 国であれ、県であれ、市であれ、行政が進化していくことについては、私は当然あり得るというふうに思っております。どの政党が政権とろうと、国民第一、そういった視点の中で行えば、行政の内部の疲弊したような状況等がもしもあるとすれば、それを改善していくのは、国であれ、県であれ、市であれ、当然であるというふうに思っております。そういった姿でいいのではないかなというふうに思っております。

市長会の中におきましても、国家戦略局あるいは行政刷新会議、国と地方の協議の場、あるいは新政府税制調査会等々の問題がどうなるのかというふうな形の中で、私どもの役員市長のほうから協議をしておるような状況です。そのほかにも、平成21年度の補正予算凍結問題、平成22年度の地方財政対策、地方交付税、あるいは税制改正等がどうなるのかと、あるいは4点目には自動車関係の諸税の暫定税率の廃止の問題がどうなるのかというようなこと、あるいは直轄事業負担金の廃止の問題、あるいは子ども手当の支給の問題、公立学校等の実質無料化の問題、後期高齢者の医療制度の廃止の問題、高速道路の無料化の問題、補助金廃止と一括交付金の創設の問題、農業の個別所得補償の問題等々、個別のそれぞれのマニフェストがどうなるのかというようにことを市長会の代表役員の中で協議中でございます。今の資料については、先ほどファクスで来た内容でございます。そういった状況でありますので、私はそういった推移を見守っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今度は新政権ができて、恐らく私は相当政治の中身が変わるだろうと、余り変わらないということを言われてますけども、変わるだろうと思っております。いい方向に変わっていけばいいんですが、我々としてはそういう方向を願っておりますけども、そういう意味で言うたら、かなり地方主権の、地方の声を相当、何ていいますか、自主財源を大幅に増やしますというのがマニフェストでございます。

それで、市長、どうでしょうね、確かに国の動き、またいろんな形で新聞の報道、今までどちらかというと、役所というのは国から通知が来て、それから動くという部分が多くあります。法を執行する立場ですので、当然それは当たり前だと思いますが、もう既にですね、こういった民主党のマニフェストを研究するチームとか、あるいはどういう方向でやろうとしているかという形で、もう既に、県段階になると思いますけども、そういうチームを発足させたという、政策提案をしていこうというような県もありますし、市で言いますと、部長会議等でこの一つ一つのこの行動に神経をとぎらせて、そして部長会議で精査をしていこうというような動きもあります。

非常に私も、毎日、新聞を見ながら切り抜きをやっているわけですけども、なかなか行政のほうも忙しいかと思えますけども、やっぱり逆に、今度から上から来るのを待つのではなく

て、国にいろんな形で届けていくというか、やっぱり地方の声を、対等と言ってますので、やっぱりやっていくと。そういう形の中で、庁舎の中にですね、やっぱり調査チームというか、研究チームというか、政策提案チームというか、そういうものを、副市長あたりをトップにしてですね、やられたらどうかと、このよその自治体のことを見ながら思っているわけですが、既にやっているとは思いますが、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 当然のことながら、私どもの市職員のスタッフもすぐれております。絶えずこういった回答をする際においても、それ以前から、それぞれ政党のマニフェストの背景なりそういったものをきちっと整理、今現時点の中でできる範囲内の中での整理をしながら回答書もつくっておるような状況です。今後そのことが太宰府市にどう影響していくのかというふうなこと等についても、企画経営含めて、その辺のところ等については、それぞれの職員がそれぞれの職務の中で、そのことについての研さんもし、行っておるという状況でございます。通して、市として、組織として、今ご指摘の部分等々については、シンクタンク的な職員でございますから、検証を深めていくことは当然であると、そういった場を、経営会議あるいは部長会議等々の中でまとめていく、情報を共有していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 京都府でですね、この民主党のマニフェストの中に後期高齢者医療制度の廃止という形でうたわれております。導入時にしましては、かなりやはりまた該当者の方々から相当強い批判がありました。約1年半経過したわけですが、70歳以上の方々の中で、これは新聞の報道ですけど、約60%の方々が今の制度で維持してほしいというアンケートの結果も出てます。京都府におきましては、この後期高齢者医療制度の、今までずっとその積み重ねで移行をずっとやってきましたので、これがまた廃止になったらまたもとに戻るのか、その先も見えないということで、ある程度定着をしてきているんじゃないかということで、後期高齢者医療制度については維持していくべきだというような何か決議も出されたというような話も聞いております。

市長は、この後期高齢者医療制度に関しては福岡県がやるという形になりますので、これがもとに戻るとなれば、また市町村がやるような形になるわけですが、そういった問題もあります。また、障害者自立支援法も廃止をしようとしています。これも、最初はやっぱり確かに、応益負担という形の中で、1割負担ということで、いろんな形で論議がありまして、しかし実際、現実的にもう平成18年から約3年経過をいたしまして、かなり落ちつきを、ようやくなれてきたといった中で、さらにまた廃止をされて、もとに戻るのか、これから先のことがよく見えない部分があります。ただ廃止をするという部分だけが先にありまして、もとに戻るのか、どうするのかという先が見えてない部分がありますので、その辺も、廃止をするにしても、やっぱりきちっと次の方向を明らかにしてですね、やっぱり廃止をしていかないと、こっち側の

ほうも、その後はどうなりますかと、じゃあ国の考えをお待ちしましょうという形ではいけないんじゃないかと思いますので、そういった細かいことを上げればかなりあるんですね。そういうことも、やっぱり調査チーム等をつくりながらですね、きちっとやっぱりそういう協議の場ができれば。もちろん県のほうにも言っていかなくちやいけないでしょうし、地方六団体がこの協議の場に入るという考えを麻生知事も示しておりますので、今までと違った形ですね、やっぱりこちらの政策能力も高めていく必要があると私は思っておりますので、よろしくお願いしときたいと思います。

最後に、コメントか何かあれば、市長。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私ども、この幾つかの、後期高齢者医療制度の廃止というふうな項目がご指摘がございました。市長会としても、市としても、医療保険制度の私ども一本化でございます。国保も含めてこれだけの赤字財政がある中において、やはり一単独の地方公共団体が負うべきものではない、医療費等についてはもっと高次元の国の段階で一元化すべきであるというふうな考え方でございます。医療保険、後期高齢者医療制度もそうでございます。本市に当てはめた場合については、高齢化率によっては財政運営はまいません。やはりすべての国の、人口バランスがとれている大きな組織の中でやるべきだというふうに私は思っております。これがもしもとに戻るとなると、大混乱が生じるだろうというふうに懸念をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） じゃあ、高尾川についてお尋ねをいたします。

先ほどご答弁もいただいたわけですが、市長にちょっと確認をしときたいと思うんですけども、これからのこういう災害関係の、いろんな形で起きてくるわけですが、かつてはですね、100mmとかそういう大雨が降るということは余り予想をしてなかったと。いろんな形で、都市計画あたりもそういう形でやられてきていると思うんですが、温暖化の中ですね、平成11年、平成15年、今回という形で、太宰府は日本一の大雨が降ったという形ですけども、こういうことはかつてはあり得ないことだったんですが、今後、そうじゃなくて、もう100mm前後の大雨が降ることは予測の範囲内だと。これは温暖化の影響でしょうね。温暖化をどうなくしていくかということがあるわけですけど。この辺のまずスタンスをですね、市長としてのスタンスをですね、私はお聞きしておきたいなと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今日の緊急幹部会といいましょうか、経営者会議を朝行ったんですけども、インフルエンザの件についても同様でございます。やはり最悪の状態、危機管理が大事であるわけでございます。私どもは、平成15年7月19日の水害を経験をいたしております。今から先等については、今ご指摘のように、降雨量等についても、集中的に降ると、1時間当たり80mm

を超えると、以前では考えられないような状況でございました。そして、3日間で618mmというふうな降雨量、そういった状況でございます。絶えずそれに備えるような対応をとっていく必要があるというふうに思っております。平成15年7月19日の対応で、御笠川の拡幅、あるいは北谷、内山等々の河川等についても拡幅、増強をしてきておりまして、あるいは四王寺山の治山ダムあるいは砂防ダム等々含めて、可能な限り、資金投下、国、県へ要望しながらやっております。

今回の集中豪雨による山腹の崩壊等につきましても、現在、建設経済部長のほうから説明しましたように、農林事務所のほうに直接出向いて、地権者とともに、地元の方とともに、今治山ダムの増強等を含めて要望しておる。そういった弱いところ等を経験則の中から補強を絶えずやっていくというふうなことで、完全な災害に強い都市づくりになるのではないかなというふうに思っております。完全はないでしょうけれども、私どもは最大限尽くして対応、備えていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 高尾川とはちょっと違うんですが、今の市長の答弁で、治山ダムの申し入れをしているということで、これは大原団地の話、それともいろんなところですか。高尾川と直接関係がある話かな、随分違う……。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、全般的に申し上げました。高尾川等については、絶えず私も現場を見っております。このことについては、鷺田川あるいは高尾川から下流の二日市の町といいたうか、具体的な酒造会社を出してはいけないと思いますけれども、その付近からずっとつかっておるわけでございます。あそこが冠水地帯。そこを拡幅して、下流からしていかないと私は難しいというふうに思っておるところでございます。それでも、それを待っておったからできませんから、昨日もお話を申し上げましたように、できるところから、あるいは貯水ダムを設ける、あるいは調整池を設けるというふうな形、あるいは団地のほうの青山あるいは星ヶ丘等々のそういった調整池に泥がたまっておればそれをしゅんせつをし、そして機能ができるような形をとってでも、一時的に流れる水を抑えると、そのことによって高尾川を守るというふうな形が、私どもとして今できる部分ではないかなというふうに思っております。経済対策債の中においても、その辺の手法も含めて論議をいたしておりますので、どこがどういうふうなところをどうすればというふうなことがわかっておりますので、私ども計画的にその辺のところは整備していきたいというふうに思っておるところです。

それからもう一つは、今農地で使っている用水路がございます。今井堰を立てておったりすれば、そのことによって水害、水の流れは悪くなります。したがって、私ども絶えず水利組合のほうに、高雄だけではございませんけれども、きちっとした申し入れをするように、責任持って、雨が降れば、夜であろうと朝であろうと出向いて井堰をあけるというふうな作業をとってもらうように、そのことによって相当の違いが出てまいりますので、そういった配慮も必要

だと、そういった水の流れは農業従事者しかわかりませんので、その辺のところも大いにあるというふうに思っておりますので、そういったお話も、指示もしておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 昨日も質問があつておりまして、関連、似たような形の質問で、大体お聞きはしているんですが、今度高雄公園ができるということで、新たに調整池を設置すると。これは、私はたしか平成11年かなんかのときに議会で一般質問させていただいて、高尾川のはんらんの、言うなれば対策としてどういうことがあるかということで、高雄公園等に調整池を設置していきたいというふうな話が出てました。答弁いただいております。

そこで、この調整池、いろんな形で、市が考えている高雄公園の調整池以外もあると思うんですね、今の市長の答弁によりますと。そうすると、最終的には高尾川の河川の改修が必要だと思うんですが、当面市がやれる範囲内ということで、今調整池等で、それ以外もあると思いますが、ある程度のこのはんらんを食いとめていきたいという考えを持ってらっしゃるわけですが、大体どの程度のこの雨量というんですか、例えば平成11年、平成15年、今回平成21年と3回の大雨で、3回ともあの河川ははんらんしているわけですが、私として、どの程度の雨に耐え得るのかということをお聞きしたいなと思つてます。これ、高雄公園の調整池ができ上がったという形の中ですね、お答えいただければと思いますけども。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） これは、昨日の長谷川議員のほうからの質問がございましたけども、全くこの雨量の計算というものはなかなか難しいところがございまして。それで、公園につきましては、先日申し上げましたように、大体1時間に70mmの雨が降っても、大体それを超えることはないだろうということですね。これ以上大丈夫だろうと、恐らく100mmぐらいは大丈夫だろうというふうに思います。しかしながら、先ほど市長のほうから申し上げたようにですね、抜本的なものは、やはり高尾川の改修が必要であるということですね、これを抜きにしては改善はないというふうに思っております。

全体的にですね、この高尾川のほうの水がどのくらい集まるかというのをちょっと調べてまいりまして、そうしますとですね、かなりの面積が入りまして、これ全体の面積でいきますとですね、約61.3ha、これが全部太宰府側の高尾川のほうに全部入ってまいります。そういうところから、現在の調整池がどのくらいあるかといいますと、水量をですね、約30%抑えることができるということですね。ということは、70%、貯水池がなければ100%全部流れる水が70%に抑えられて全体的に高尾川のほうには流れていくというような計算になるわけでございます。

これが、高雄公園のほうのですね、雨量にするとどのくらいになりますかということになるとですね、全体が100%としますと、6%の水が軽くなるということで、あとの94%は全体の210haの中に入ってくるわけですね。ですから、これは端的に計算をしますけども、当然改善にはならない、つながらないということです。

それで、何をすれば一番いいのかということで、先ほど答弁の中で、高尾川の治水対策に関する協議会というのが那珂土木事務所と筑紫野市のほうで設立されているということで、そこへ熱心に要望関係を行っておりますけども、そのほかにも、福岡市と春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市のメンバーといたしまして、去年までの名称が筑後川の整備促進協議会というのがございまして、メンバーはそこの市長と議長でございます。その下に幹事会がございまして、その幹事会はそこの担当の部長で構成をしております、今までは御笠川だけで終わっていたんですけども、今年度からは御笠川水系という名前を変えまして、高尾川の改修をですね、ぜひともお願いしたいということで、要望書をつくるようにいたしました。今回、その要望書は県と国に対する要望でございまして、会長が福岡市長でございまして、福岡市長が直接国土交通省のほうにその要望書を持っていきますと、そういうことによって県のほうも動きやすくなるということで、そういう要望活動も新たに行っていこうということにしております。

そういうことから、先ほどから申し上げておりますように、全体的に見ましても、高尾川の改修をまずやらなきゃならない、高尾川の改修はどこが一番大事かといいますと、筑紫野市のほうからも報告があったんですけども、これは夕立のひどいときでもですね、ちょっと水が浮いてくるという程度ぐらいまではしょっちゅうなっているというところがございまして、これ鷺田川と高尾川のちょうど合流点でございまして、二日市の中央になりますかですかね、そこから辺が一番災害を受けまして、太宰府側は幾ら改善しても、そこはもっとひどくなるというところがありますので、総合的にこれはやっていかなければならないと、これはお互いにやっていかなきゃならないことであって、太宰府市だけの改修であれば、筑紫野市が被害をこうむる率が高くなるということですので、もっと総合的に、そういうふうな協議会を通じて国及び県のほうに要望を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 同じような答弁をですね、もう10年近く、下流からやらないかんという話は聞いているわけですよ。毎回検討しなくちゃいけないという答弁で、それはわかっているんですけど、なかなか遅々として進んでないというのが現実なんですね。市長もおっしゃるように、やっぱり下流からやらないかん。

それですね、私も、大概検討します、要望しますというお話は、そりゃ国がうんと言わなないといけない部分もあるんでしょうけども、市としてですね、やっぱりいつごろまでにやると。筑紫野市、要するに市長がさっきおっしゃったように、もう危機管理じゃないですけども、もう平成11年、平成15年、平成21年、4年に一回ぐらいの確率で降ってくるわけですね。時によっては大きな被害だって出てくる可能性だってあるわけですので、もうわかっているわけですから、少なくともこの年度ぐらいまでにはですね、改修したいというような意思表示をね、やっぱりその協議会等で言うべきじゃないかなと思っているんですけど、その辺の考えがあるのかどうかですね。いつごろまで、大体改修をやりたいというような、早急にやりたいと

いうのはわかるんですけど、その早急にやるというのはもう私は10年以上聞いているわけですので、具体的なですね、ご答弁いただきたいなと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 先ほどの協議会の中ではですね、名称が変わったということでございますけども、以前は御笠川の改修工事の促進協議会だったのがですね、御笠川はおかげさまで大体の改修がもうすべて終わったということでございます。これは長年の要望のたまものであったというふうに思っております。それを、今回は支川まで、支川というか、水系まで変えたということでですね、写真も全部持ち寄りまして、この前の災害のときの写真も筑紫野市と太宰府市側が持ち寄りまして、もう危機感は十分あるということからですね、本来ならば要望事項は今回行わないという方針を福岡市のほうを立てたんですけども、それでは納得できないということから、筑紫野市と太宰府市のほうでしっかりお願いをしましてですね、新たな要望として、高尾川ということ、改めて名称を掲げました。そういうことで、第1回目の高尾川についてのもので、要望書がその協議会からは出てくるようになります。

もちろんそれ以前の、高尾川の治水に関する協議会、これは筑紫野市と土木事務所のほうの分については毎年出ておりましたけれども、やはり力が物すごい足りないということから、私ももまた別な会を、協議会を立ててですね、名前を変えて、もっと圧力をかけていきたいというところで動きをかけたわけでございます。ですから、その協議会の中ではもう一刻も早く。写真を見ながらですね、毎年こんなふうになっては困るんだということを訴えてまいりまして、県のほうにもそれを十分伝えていくということで、福岡市が会長になってますから、福岡市が十分伝えていくということで約束をしていただいています。

また、その要望書の文章の中身もすべて私どもで、みんなで頭突き合わせてつくりました。その内容につきましては、今までの経緯を書いてですね、今年の災害の状況を書いて、そしてまたふだんでも大きな夕立が来れば冠水する状態になってくるといふようなところから考えれば、当然豪雨が発生すればもっと大きな被害が出るということですので、この辺をわかっただけのような文章、文面にしましてですね、福岡市のほうにゆだねておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 一刻も早くという共通認識があるということでございますので、議事録に残りますので、少なくともですね、大体過去見てみますと、あそこは4年周期で来ているのかなと。平成11年、平成15年、平成21年という形でございますので、時間はかかるかと思いますが、少なくとも次の、それはわかりませんよ、来年来るかも、いつという形になるかわかりませんが、すぐできる話じゃないとは思いますが、一刻も早くということですので、1年であれ、2年であれ、短ければ短くなるほどいいですけども、やっぱり4年というサイクル考えると、少なくともそれまでにはですね、私はやり上げてほしいと、太宰府市としての決意を見せてほしいと。それがもう最短というんですかね、もうどんなに待ってもここまです。

と、それ以上早くなるのは構わないという形ですね、お願いしたいなと思っておりますので、最後、部長の決意を聞いて終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 清水議員さんおっしゃるとおり、私どもも本当に危機感を持っておりますので、今後におきましても、その協議会を通じたり、あるいはまた単独でもですね、県のほうにも要望していきたいというふうに思っております。できるだけ早く筑紫野市のほうと協議を進めましてですね、どこが一番先にやるのか、2番目はどこか、順位的なものもございますけれども、一刻も早く改修できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（13番清水章一議員「以上で一般質問を終わります」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで14時30分まで休憩します。

休憩 午後2時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問は、さきの6月議会でも行いました公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づく職員の派遣状況について伺うものであります。

本条例は6月議会で制定をされ、附則において7月1日より施行するとなっております。6月の一般質問での執行部の答弁では、7月1日より本条例に基づき実際派遣をすると回答されております。ここであえて6月も聞いたわけですが、お伺いしますが、南保育所の民間委託されて以降の実態をお伺いするものであります。

社会福祉法人みらいに何月より何名派遣されているのか、また各職種についてお伺いしたいと思います。

6月では3名の派遣と回答されておりますが、実際は、派遣条例にこだわることなく何名が南保育所に行っているのかお伺いするものであります。

また、本条例に基づき、派遣というか、いうなら出向というか、それは社会福祉法人みらいのみかという私の質問に対して、本条例に基づく派遣は3名であると回答されておりますが、同じように文化スポーツ振興財団や社会福祉協議会への職員の配置については、事務取扱としてその業務に携わっておると、そのように回答されております。そもそも事務取扱という用語の意味や中身、また何の条例規則等に基づいて発令をされているのかお伺いするものであります。

す。

また、通告をいたしておりましたように、他市の公益的法人、例えば社会福祉協議会等への派遣状況はどうなっておりますのか、あわせてお伺いするものであります。

以下、再質問については自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、ご質問の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定に基づいて職員の派遣という状況についてお答えいたします。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、さきの6月定例会におきまして議決いただき、公布いたしましたところでございます。そして、この条例の施行に関連します施行規則の中で、派遣先団体を南保育所の保育業務を委託しております社会福祉法人みらいと定めております。7月1日から来年の3月31日まで、職員3名を派遣しておりまして、順調に現在事務引き継ぎを行っているところでございます。

ご質問いただきましたあと一名の職員につきましては、子育て支援課の保育士、管理職でございますが、こちらを委託しております市の窓口代表として、南保育所でみらいとの諸事務の連絡調整のために業務従事させております。

次に、社会福祉協議会及び文化スポーツ振興財団に関する質問についてでございますが、現在社会福祉協議会に1名、文化スポーツ振興財団に、図書館も含めまして11名の職員がおります。それぞれ福祉課、生涯学習課、市民図書館という兼務の辞令で勤務しておりまして、兼ねて当該団体の事務を取り扱いを命じております。

お尋ねの事務分掌の内容につきましては、社会福祉協議会においては職務執行規則で、また文化スポーツ振興財団においては教育委員会の事務局等の組織規則等で、直轄の分掌事務に関する事務として定めております。市が行う業務として位置づけをしまして、管理及び運営に携わっているところでございます。

また、市全体での派遣の状況につきましては、大野城太宰府環境施設組合に1人、福岡都市圏南部環境事業組合に3名、また今年の5月から山神水道企業団へ1名を派遣いたしているところでございます。

なお、ほかの市の状況につきましては、近隣の春日市、大野城市、筑紫野市等は派遣の形で職員が従事しているところはございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） あと一名は別に聞いてないんですね。3名ということで。私が聞きましたのはね、全体で、条例に基づいて派遣されているのはもう3名というのはお伺いしているんです、6月で。全体で、例えば調理員さんも4月1日から行ってらっしゃるでしょう。調理業務は4月1日から、そういうのをちょっと聞きたかったんですけどね。

答弁があったからあえて聞きますが、もともとこれは余り聞く気なかったんですけども、み

らいには4名ということになりますね、行っておられるのは。調理員さん、ちょっともう一回整理したいんですが、4月1日から民間委託になったのは一部で、タイムラグがあるとこの間いわれました、調理員さん、それから7月1日からは保育士さんが、引き継ぎ業務というかな、ということで4名やられておると。その辺、もう一回整理してくれませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 整理しますと、4月1日から調理業務のみ委託行いました。市の調理員は引き揚げて、ほかの保育所のほうに配置がえという形をしました。そして、7月1日から保育士3名をこの条例に基づいてみらいへ派遣いたしました。この条例に基づく派遣はこの保育士3名だけです。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） この法律は、前回6月の中でも私が問い合わせて、そしてまた回答があったように、公布が平成12年で施行が平成14年、これ法律に基づいて、本市が6月の議会で条例を制定されたということですね。これは、僕の考えが正しいかどうかようわかりませんが、本来もっと早く条例を制定をして、法律に沿って、そしてその条例に基づいて、私は、社会福祉協議会も含めて派遣条例に基づいて出すべきだというふうに思うんです。例えば事務分掌などでは、例えば社会福祉協議会の場合は社会福祉協議会に関することというふうに事務分掌になっていますね、職員の職務執行規則の中では。関することというのは、べつに社会福祉協議会じゃなくて、いろんなものがありますね、事務分掌の中には。例えば女性センターミナスもありますし、シルバー人材センターもあります。これは、全部何々に関することというふうになっているんです。そういう意味では、他の団体との、この事務分掌でいきますと、例えば年間に予算がこうしますとか、行事日程はこうこうしますよというすり合わせ的な部分で事足りると。したがって、事務分掌の中で「関すること」というふうに書いてあるんですね。

ところが、財団と社協は、もう数年にわたって職員を派遣をしておると。だから、速やかに派遣条例をつくって、その派遣条例に基づいてやっていくというか。それで、先ほど言いましたように、平成14年になっていますから、もう数年たってできたわけですから、これは、なぜこういいますかという、今後いろんな、例えば派遣条例に関するようなことでいえば、労働者派遣法なども、今回の政権が変わっていくと、可能性としてあるんですね。国会の中で、今までの法律を改正してというのは、その時の政権の方針といいますか、政策によって変わるから。そのときに、やっぱり地方自治体としては対応していかなきゃいかんというふうに思うんですよ。旧態依然としたことで職員の対応にはもう当たれないと。臨機応変というか、できるだけ確に法に基づいて、例えば職員の配置などをしなきゃいかんというふうに思う。私は、そういう意味では、3名のみ派遣条例でやっているということについて非常に違和感を感じる。他の団体について、この派遣条例に基づいて派遣をしようという考えは今後ないのかどうか、単なるやっぱり事務取扱という辞令のままで、事務分掌では何々に関することということしかなくなってないのに、ずっとこのやっとなんていうことは非常にいびつな感じがしますが、そ

の辺の見解はどうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただきましたように、現在条例に基づく職員は3名ということで、現状はそういうことになっております。ただ、今ご質問の中でもおっしゃいましたように、今後の推移ということでもございましたので、ではちょっとこの財団等ですね、経過といいますと、平成4年に、まず管理公社としてですね、設立がなされております。それから、ずっと今日まで来る間に、途中で、平成14年に公務員の派遣等に関する法律が施行された。そして、社会状況といたしましては、そのころ特区申請というようなものも日本の社会の中ではいろんな自治体が行ってきております。そういうときに、この派遣法の施行に合わせて、これでは非常に地方自治体の現状とはですね、若干難しい面があるということから、いろんな自治体のほうから、この特区申請で、管理公社等の職員の兼務を、業務遂行を認めてくれというような特区申請が日本全国的に幾つかなされたりしております、平成15年、平成16年と。そういうときがですね、結果的にはそれはまだ認められておりませんが、ちょうどその平成15年、平成16年のころが私たちの太宰府市のこの財団も一番施設等をたくさん管理をしておったとき、12ぐらい、史跡水辺公園を初め北谷運動公園も含めて、一番この辺がこの財団として一番大変なときだったろうと思います。そして、その中から、いろんな運動公園等を指定管理者等で委託して行って、最終的に、現在この管理公社のスタイルとして、ルミナス、いきいき情報センターと図書館とふれあい館と南小学校の開放教室、そのようなところをしておるというところで、こういう変遷があって、今現在この派遣法に基づく派遣という形はとってはおりません。

ただ、先ほどご質問されました、これからじゃあどう動いていくのかというご心配言っていたいて、私もその辺が、これからの社会情勢がどう動くのかということで、いろいろと自分自身では研究をいたしております。

そういう中でですね、今1つ大きな動きじゃないのかなと思うのが、人事院が設けております研究会の中で、平成19年から今年の7月まで2年間、慶應大学の教授を初めとした研究会の中で1つ報告書が出されております。その反映が、今年の人事院勧告にも頭出しをしておりますが、公務員ですね、これからの、要は高齢化といいますか、定年延長の問題の横に、じゃあ職域をどうするかという中に、この法人等の業務に定年延長した公務員等の配置も考えられるのじゃないかというようなことが議論の中で頭出しをされてきておまして、そのような、これからのこの財団等、公の施設の管理含めていろんな法人を持っておりますが、そのような行政の事務と公益法人との関係、その辺の見直しが、平成23年度までには法案化しなければならぬので、平成22年度、平成21年度あたりで早急に進むということが情報として出てきております。

そのようなことから、現時点で、先ほどお答えしましたように、3名だけ派遣として取り扱っておりますが、この組織のあり方も含めましてですね、検討していく中で、いろいろしていく中で、周りの環境も、今ご質問いただいたような中で変わってくるかと思っておりますので、その

ような中で、本市としての行政の組織体としてのあり方というのを考えていきたいというふう  
に考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 管理公社等々についてはですね、経過は私も存じ上げておりますから、かつてのこと、そんなにその経過があって現状になっているということについてはですね、そりゃもうそういう歴史があるわけですが、やっぱり7月に施行されたのであれば、やはりそれに基づいて、他の団体に派遣をしておるといえるのか、出向させている部分に、これは派遣条例に基づいて職員を派遣すべきだといえるのであればね、あるいはそれが本来の姿になるのではなかろうかというふうに思うんです。

もともと私は、この派遣条例というものをできるだけ早く制定をして、そして派遣条例に基づいて職員を派遣をしていくという形をとっていたらですね、ならば、3名のみじゃなくして、4名もその条例に基づいてやるし、あるいは社協だとか財団もその条例に基づいて派遣がされていたというふうに思うんですけども、結果的に、もう済んでしまっておりますけども、5月、6月の扱いが非常に不明ですよ、3名についても。だから、これがもし、例えば昨年とかね、もっと早く条例が制定されておれば、もう済んだことを今言っても始まらんかもしれんけども、もっと早目に条例が制定をされておれば、5月、6月もこの条例に基づいて、極端に言えば5月1日から民間委託になった時点で条例に基づいて派遣することができたんですけれども、6月に決まりましたから、7月執行になるから、5月、6月の間は、この職員の処遇は、派遣条例でもないし、子育て支援課づくりの事務引き継ぎみたいな、というのが5月、6月の2カ月間が非常にグレー的な扱いになっておるといえるのがありますから、先ほど申し上げましたように、やはり条例を制定されたわけですから、他の団体についても、今総務部長のお話では検討される部分はみたいなふうに私は受け取ったんですけども、ぜひこれは検討してもらいたいなと、他の団体についてもですね。

ただこれが、わかりませんよ、派遣条例をこうしたけども、今度は国のほうの法律がまたどうなるかによっては、またこれ検討に値するということも変わるかもしれません。それはわかりませんが、現状では今この法律が平成14年に執行されてますから、それに基づいて条例をつくられたわけですから、これはこれで早急に私は精査をしたほうがいいというふうに思います。

ただ、ちょっとよく聞こえなかったんですが、他市の場合、私が聞いたかったのは、大野城太宰府環境施設組合、山神水道企業団等々じゃなくして、先ほど最後のほうにちょっと言われました他市の場合ですね。例えば那珂川町は、派遣条例つくったけれども、職員を引き揚げて、派遣条例を廃棄したやに聞いてるんですね。もう一回お聞きしたいんですが、他市の状況をもう一回、ちょっとよく聞き取れなかったものですから、もう一回ご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 那珂川町の状況はちょっと知らないんですが、春日市等は直営に戻した

というような形で聞いております。

(16番村山弘行議員「筑紫野、大野城はわかりません」と呼ぶ)

○総務部長(木村甚治) 社会福祉協議会ですか。

(16番村山弘行議員「何でもいいたい」と呼ぶ)

○総務部長(木村甚治) 社会福祉協議会のことではなくて、財団ですね。先ほど言いました春日市の場合は、財団は直営に戻したということです。近隣でも、直営に戻して大体職員を引き揚げたということで、社会福祉協議会には別に派遣そのものはどこもしていないということです。

(「最初からしてない」と呼ぶ者あり)

○総務部長(木村甚治) ええ、最初からしてないというふうに私は聞いております。

○議長(不老光幸議員) 16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 那珂川町は、今総務部長言われるようにですね、条例をつくったんですが、職員引き上げて、条例を廃止してますね。あと春日市は、言われるように直営にされているんです、直営に。だから、そういう意味ではね、本市もその検討するに値しないかなと思うんですよ、直営に戻すということも。ただし、社会福祉協議会は、大体他の団体も本市と同じような扱いになっているようであります。だから、やっぱり、先ほど、私の持論かもしれませんが、やっぱり条例をつくったならば、その条例に基づいて職員は派遣すべきじゃないかなというふうに思っております。それじゃなけりゃ、もう直営に戻していくということをひとつ検討を願いたいというのが1点です。

それから、今現状のみにやっておる、派遣をされておる3名の方は、来年までということで、引き継ぎということで1年となっておりますかね、たしか、要するに3月31日まででしょう。あと一人の方についての扱いを再度お聞きします。

○議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) まず、組織、直営の検討ということでございますが、先ほど申しましたように、社会の変遷等いろいろありますので、常にいろんなものをしんしゃくしていくということで、調査研究は進めていきたいというふうに思っております。

それと、2番目のみらいへあと一人の部分ですね。この部分につきましても、こちら側の管理職を1人、委託している事業が順調に行われているかどうかというこちら側の窓口として置いておりますので、来年の3月末をもってその業務は、現場での業務は終わるというふうにしております。

○議長(不老光幸議員) 16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 所長さんはみらいの方がおられるわけですね、職員の名前は必要ないと思いますが、所長さんがおられて、それでうちから引き継ぎということで3名行ってらっしゃる。それなら、必要ですかね、その事務、専らもうそっちへ行ってもらってらっしゃるでしょう、1名の方も。3名の方が市の職員として派遣されているわけですから、その人たちはもう経験も



あるし、事足りるというふうに思うんですけどね。どうしてももう一人やとかなきゃいかんのかなというのがありますけど、その1名の方については、同じように3月31日で本庁のほうに帰ってこられるというふうに思いますけどね。これもちよっと私からしたら非常に扱いがおかしいなというふうに思います。それで、今まで5月、6月、もう済みますからね、済みますから、もう終わったことだから仕方がないにしても、申し上げておきたいのは、法が改正になれば、その法に対応するように条例をつくらなければならないときには、できるだけ速やかに条例を制定をされて、その条例に基づいて執行なり、あるいはさまざまな業務を行ってもらいたいというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたように、見直せる部分については見直すことについてやさかでないということでございますし、ぜひ研究して、他市の部分もしんしゃくしていきながら、よりいいように、ぜひ職員が安心して働けるような、そういう環境をつくってもらいたい。少なくとも、2カ月間もグレーゾーンがあるようなことのないように、自分は事務分掌で行っておるのか、派遣条例で行っているのか、民間委託で行っているのか、引き継ぎなのか、子育てなのか、実際なのかようわからんということがないように、私は4月1日から派遣条例に基づいて行っとなというように、そういう整理をですね、今後の行政運営にはぜひですね、今回の南保育所の民間委託を経験されたわけですから、ぜひですね、そういうふうに進めてもらいたいし、事務分掌等についてもですね、やっぱり精査をしていただきたいというふうに思います。

今後とも、法に基づいて、特に今後は政権がかわる可能性が、4年後にまたかわるかもしれませんがね、わかりませんけども、そういうものに対応できるような、そういう行政であってほしいということを述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後2時53分

~~~~~ ○ ~~~~~